

第百二回国会通信委員会議録第一号

本国会召集日(昭和五十九年十二月一日)(土曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 志賀 節君
理事 加藤常太郎君 理事 吹田 惲君
理事 鈴木 強君 理事 武部 文君
理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君
理事 足立 篤郎君 理事 江藤 隆美君
理事 龜岡 高夫君 理事 近藤 鉄雄君
理事 関谷 勝嗣君 理事 谷垣 禎一君
理事 額賀福志郎君 理事 野中 広務君
理事 長谷川四郎君 理事 原 健三郎君
理事 森 美秀君 理事 森 喜朗君
理事 渡辺 紘三君 理事 阿部末喜男君
理事 伊藤 忠治君 理事 中村 正男君
理事 松前 仰君 理事 森中 守義君
理事 遠藤 和良君 理事 小谷 輝二君
理事 中井 治君 理事 永江 一仁君
理事 佐藤 祐弘君

十二月一日
志賀節君委員長辞任につき、その補欠として渡辺紘三君が議院において、委員長に選任された。

昭和五十九年十二月十九日(水曜日)
午前九時五十三分開議
出席委員
委員長 渡辺 紘三君
委員 加藤常太郎君 理事 関谷 勝嗣君
理事 野中 広務君 理事 吹田 惲君
理事 鈴木 強君 理事 武部 文君
理事 竹内 勝彦君 理事 西村 章三君

出席 足立 篤郎君 龜岡 高夫君
近藤 鉄雄君 志賀 節君
谷垣 禎一君 額賀福志郎君
長谷川四郎君 林 大幹君
原 健三郎君 森 美秀君
森 喜朗君 阿部末喜男君
伊藤 忠治君 中村 正男君
松前 仰君 小谷 輝二君
中井 治君 中井 治君
永江 一仁君 佐藤 祐弘君
出府 郵政大臣 左藤 恵君
出席 郵政事務次官 如 英次郎君
郵政大臣官房長 二木 實君
郵政省通信政策局長 奥山 雄材君
郵政省電気通信局長 澤田 茂生君
委員外の出席者
参議院議員 中野 明君
大蔵省主計局主計官 日高 壮平君
大蔵省理財局国有財産総括課長 田中 誠二君
大蔵省証券局長 金野 俊美君
本市場課長 大宮 正君
通商産業省機械情報産業局情報処理システム開発課長 大宮 正君
日本電信電話公社総裁 真藤 恒君
日本電信電話公社総務理事 児島 仁君
日本電信電話公社総務理事 岩下 健君
通信委員会調査室長 長崎 寛君

委員の異動
十二月十八日

補欠選任

遠藤 和良君 中川 嘉美君
小谷 輝二君 山田 英介君

同月十九日

補欠選任

江藤 隆美君 林 大幹君
山田 英介君 小谷 輝二君

同日

補欠選任

林 大幹君 江藤 隆美君
小谷 輝二君 山田 英介君

同日

理事如英次郎君十一月二日委員辞任につき、その補欠として野中広務君が理事に当選した。

同日

理事戸井田三郎君十一月三十日委員辞任につき、その補欠として関谷勝嗣君が理事に当選した。

十二月一日

日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

同月十四日

日本電信電話株式会社法案(第百一回国会開法第七二号)(参議院送付)
電気通信事業法案(第百一回国会開法第七三号)(参議院送付)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(第百一回国会開法第八〇号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

国政調査承認要求に関する件

日本電信電話株式会社法案(第百一回国会開法第七二号)(参議院送付)

電気通信事業法案(第百一回国会開法第七三号)(参議院送付)

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会開法第八〇号)(参議院送付)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。
一言ごあいさつを申し上げます。
私は、このたび委員長に就任をいたしました渡辺紘三であります。

皆様方御承知のとおり、当委員会は、郵政三事業を初め電波・放送等の幅広い分野を所管しております。また、特に近年、情報化社会の目覚ましい発展に伴い、電気通信事業の役割はますます多様化し、我が国の電気通信は大きな転換期を迎えようとしております。

このような状況のもと、国民生活に最も密着した所管を担当している当委員会の使命は重大なるものがあり、その職員の大きさを痛感いたしております。微力ではありますが、公正、円滑な委員会運営を進めて、この重責を全うしたいと存じます。

何とぞ諸先生各位の御支援、御協力を心からお願いいたします。

願いを申し上げまして、ごあいさついたします。
(拍手)

○渡辺委員長 この際、理事の補欠選任につきましてお諮りいたします。

現在理事二名が欠員になっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は

関谷 勝副君 野中 広務君
を理事に指名いたします。

○渡辺委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

通信行政に関する事項
郵政事業に関する事項
郵政監察に関する事項
電気通信に関する事項

電波監視及び放送に関する事項
以上の各事項につきまして、本会期中、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料要求等の方法により、国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○渡辺委員長 次に、参議院送付、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して

議題といたします。

三法案は、いずれも前国会に提出をされ、本院において、日本電信電話株式会社法案及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は修正、電気通信事業法案は原案のとおり議決の上参議院に送付をいたしました。参議院におきまして継続審査に付され、今国会、三法案とも修正議決の上、本院に送付をされたものであります。

したがって、これら各案の趣旨につきましては十分御承知のことと存じますので、参議院の修正部分を除いてその趣旨の説明を省略いたしますと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、参議院における三法案の修正部分につきまして順次趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員中野明君。

日本電信電話株式会社法案
電気通信事業法案
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中野(明)参議院議員 ただいま議題となりました三法案に対する参議院の修正部分について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、日本電信電話株式会社法案及び電気通信事業法案に対する修正部分について申し上げます。

電気通信事業は国民生活に欠くべからざる公共的使命を有しており、また、特別法に基づく特殊会社として設立される日本電信電話株式会社は、国民生活に不可欠な電話の役務を公平に提供することが強く要請されるものであります。したがって

まして、新法下におきましても、現行の日本電信電話公社法及び公衆電気通信法にあり「あまねく、且つ、公平な提供」「国民の利便の確保」及び「公共の福祉の増進」の基本原則を明確にするため、日本電信電話株式会社法の責務につき「公平」及び「公共の福祉の増進」を、電気通信事業法の目的につき「国民の利便の確保」及び「公共の福祉の増進」を新たに加えるよう修正しようとするものであります。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正部分について申し上げます。

御案内のとおり、国際電信電話株式会社法においては、国際電信電話株式会社が行う附帯業務につきまして、郵政大臣の認可事項として定められておりましたが、日本電信電話株式会社法案における同会社の附帯業務と同様、収支相償うなどの要件が担保されれば会社自身の判断で行い得るものとしても、特段の問題は生じないと考えられますので、国際電信電話株式会社の附帯業務を郵政大臣の認可から外すよう修正するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鈴木敏雄君。

○鈴木(敏)委員 ただいま参議院における三法案に対する修正の御説明を拝聴いたしました。先生方大変御苦労をいただきました。立派な修正をしていただきました感謝にたえません。心からお礼を申し上げます。

私からは提案者に対する質問はございません。ただ、郵政大臣、さらに真藤電電公社総裁に対して若干の質疑をさせていただきますと思います。

第一は、御承知のように、この法案全体を見ますと、政省令にゆだねられる部分が非常に多いでございます。しかし、郵政省も大変努力をいたしまして、政省令の内容について積極的に取り組んでおられるように聞いておりますが、この点についてはお礼を申し上げます。

そこで、二つだけちょっとここで伺っておきたいのでありますが、一つは、郵政省令で定められることになっております附帯業務の届け出についてでございます。これについては、事前にチェックするというようなことはないと確認してよろしいでしょうか。

○澤田政府委員 衆議院における修正の御趣旨からいたしますれば、新会社の営む附帯業務につきましては、行政側がその内容なり実態なりというものをごらんの形で把握するということが必要であるということでございます。新規業務を行う場合に開始の段階から業務を承知しているということが必要である、こういうようなことでございまして、事前に審査を伴うということではございませんで、様式に合致しておれば受理をする、こういうことでございます。

○鈴木(敏)委員 わかりました。それからもう一つ、届け出の行為さえすればそれでよいと私は理解をいたしますが、例えばこれは極端な例でございますが、きょう届け出をした、あしたからその附帯業務を行うというようなこともあり得るのではないかと、こう思うのですが、その点、局長いかがでしょうか。

○澤田政府委員 理論的には、届け出ということでございますので、事前に届け出ることと、先生おっしゃるようなことも考えられるわけでございまして、けれども、実際問題といたしまして、大方の場合、何か新しい附帯業務を行うという場合には、P R というものが事前に当然必要になってまいります。そういうことになりますれば、十分なP R をしながら届け出だけを整わないというようなことは常識的にはまず考えられないのではないかと。そういう意味で、常識的

な対応というものが新会社においてもされるべきではない、私どももそういうものを受けて常識的な対応をしてみたい、それがやはり法律の要求している精神であろうか、こういうふうに理解をいたしていただくべきです。

○鈴木(強)委員 これは申し上げておりますように、例えばきょう届け出をして、そしてあしたすぐ業務をしなければならぬというようなこともあり得るわけでして、それはよろしいということですね。そういうふうな理解をしていいですか。

○澤田政府委員 届け出ということでございますので、報告と違ひまして事前ということ、理論的には先生おっしゃったようなことが理屈としてはあり得るかと思ひますが、実際としては、先ほど申し上げたようなことで十分対応がなされるであらうということを考えておるところでございます。

○鈴木(強)委員 わかりました。

それではその次に、これは大臣、十二月の十三日にアメリカ政府から郵政省に対して、来年四月からの電報事業の自由化に備えて日本政府が今進めている認定制度は、外国製品を不当に差別しているということ、何か六項目を公式に提案してきたというように報じられておりますが、その内容はどうか、政府の態度はどうか、これをひとつ聞かしてください。

○奥山政府委員 ただいま先生が御指摘になりました新聞記事に関連してでございますが、従来からアメリカ側は、現在御審議中の電気通信事業法案が成立した後に於ける端末機の技術基準、審査認定制度がどうなるかということにつきまして、多大の関心を有しておることは事実でございます。これまでも折に触れてアメリカ側の意思というものが私どもに伝えられております。

新聞に報じられました六項目の新たな提案をしたような記事がございますが、公式にそのような提案が今回改めてアメリカからあったわけではございませんで、在米から米側が折に触れて申し越しておりますような諸点を整理して、事務的にこ

ちらに伝えたということでございますので、新しい要求だとか新しい提案が六項目に集約されて出てきたということではございませんし、まして公式にアメリカからそのような意思表明があったというものではございません。

いづれにいたしましても、現在法案自体が当委員会御審議中でございますので、法案の成立段階以前に私どもがアメリカに向かいまして、それらの諸点につきまして詳細な話をする気持はございませんし、また端末機の取り扱いにつきましては、従来から内外無差別で行つてきておりますので、その方針は今後も変わらないつもりでございます。

○鈴木(強)委員 これはV.A.N.のときにも外資の問題をめぐって、通信主権に介入するものではないかという論議がこの委員会でも行われました。この六項目の中に、特に端末機器の認定は現在端末機器審査協会が行つておられるわけですが、その協会の理事の中にアメリカ企業の代表を参加せよというようにこの新聞の記事を見ますとあるわけですね。したがって、こういうことはいかなるものかと私は思ふのです。

ですから、今おっしゃつておりましたが、内外無差別の原則は堅持しておるわけですから、そういうところまで介入してくるということはいかなるものかと私は思ふのです。大臣、これは日本の方では毅然たる態度で今後対応していただきたい。お願いします。

○左藤國務大臣 お話しの端末機器の認定につきましては、現行の制度におきましても、国内企業と外国企業の製品を問はず無差別に公平に行われておるということでございますので、法律が通りまして、新しい法律のもとにおきましてもこの原則は変わらない、このように考えております。

○鈴木(強)委員 ところで大臣、この法律が通つて会社が設立されますと、電報株が発行されることになるんですね。これが売り出された場合にどのくらいの値段になると大臣は断言できますか。

○左藤國務大臣 私はまだ全くこの問題につい

て、どのくらいの価格がつくとかいうことについて予想しておりませんし、また今から予想すべきものではない、このように考えております。

○鈴木(強)委員 予想すべきものでない、考えたこともない、こうおっしゃるのですが、最近の情勢社会の中で、例えばB.T.の株が売られ出したら二倍になったというようなことも言われておりますね。それから、新聞等でも報道されておりますように、恐らく電報の株は商法に基づいて五万円になるんだらうと思ふのですけれども、大体五倍から六倍の値段がつくだろう、そういうふうなことも言われているわけでございます。

もちろん、これはまだ法律が通つておらない段階での論議ですから、私も無理なことは百も承知でございますが、とにかくこの株の問題については非常に国民が重大な関心を持つておられるわけでございます。一步誤るといふこともないことにならざる、何のために日本電信電話公社を会社にしたのか、かわらないという疑惑すら出てくると私は思ふのです。例えば日本合成ゴムの場合も、自由競争の場合と隨意契約の場合では、競争入札にしたら三千何百くらいに物すごく上がつてしまった、それで隨意契約にして二千何百におろしたということもあるわけですね。

その点の配慮というものは、例えば国際電報の株の問題につきましても、今は四十倍というふうな値段を示しておるわけでございます。聞く方が無理かなと思ふのでございますけれども、そういう情報その他はあなたも勉強されておると思ふのです。ですから、そういうことからしてどうしなければならぬかということをお考えは今持つていらっしゃるのではないですか。

○左藤國務大臣 お話しのような、例えば五、六倍になるのではないかと予想を立てた、経済研究所というふうなところがそういう数字を出したということも伺つております。また、今お話しがございました、現実に国際電報の五百円の株が二万六千円くらいの時価をしているということもございましょうけれども、こういった問題は、物

価上昇とかいうふうなこともございまして、必ずしもそのとおりになるということは想像できないと思ひます。

そういうことで、いろいろ参考になる問題はあろうかと思ひますけれども、現実問題といたしまして、どういふことになるかということについて、今から勉強する、参考にするという程度にしか我々は考えていない、こういうことを申し上げたいと思ひます。

○鈴木(強)委員 無理もないと思ひます。

私はきょう、大蔵大臣も来ていたかたかったのですが、ちよつと御都合がつかないようです。また、参議院における審議あるいは当委員会における審議等もいろいろやってみましたけれども、大蔵を呼んでみましたが、何を言つておられるのか、右を向くのか左を向くのか、わからぬのであります。そこで、私は大臣に要望いたしますが、國務大臣の關係でございまして、大蔵大臣とも十分協議をしていただいてやつてもらいたいと思ふのです。

それは御承知のように、政府が保有することになる約一兆円と言われておりますが、これは創立總會でお決めにしようと思ひますが、これは株の放出については法律上、毎年度その額と使途について國會の承認を得て行ふことになつております。今までの論議の中では、売却のために会社移行後の経営状況、特に決算の状況がはつきりした財務諸表というものができたときがいいのではないかと大蔵大臣の意見が、連合審査会で述べられておられるわけでございます。

しかし、これからいくと少なくとも六十一年度になりませんが、売却の手続がとれないと思ふのですけれども、そうでもないような意見もあるわけですね。半期の決算を見てやるとか、何かいろいろ特例的なものがあるように聞かれておるわけですね。そこで私は少なくとも、六十年度の決算がわかるのは六十一年度の五月ごろだと思ひますけれども、その前にこの政府が保有する株を売却するな

どということとは絶対にないようにおいていた
だきたい、こういうふうにお願いをしたいので
す。

これは中曾根総理大臣もこういうふうにお答
れております。経済動向を見て、国民全体に均
てんするよう民主的、公正に配分すべきものであ
ることを考える、こういう趣旨を述べられてお
ります。

これは最高責任者の御意見でございますので、当
然左藤郵政大臣におかれましては、この趣旨を十
分に踏まえて、いよいよ一部の法人とかあるい
は利権屋のえじきになるということのないよう
にしたい、心から願っております。その
ことを強く要望いたしておりますが、よろしゅう
ございますか。

○左藤郵政大臣 御趣旨の点ももちろん、私は十分
心していかねばならない問題だと思ひます。
特に株式のぞうしたものを処分するという場合
におきましては、国会の御決議をいたさなければ
できないというように法律で定められておるわ
けであります。そういう趣旨のことがその中にあ
るんじゃないか、私はこのように思ひますので、
国会の御判断によつて初めてできることであ
る。このように認識いたしております。

○鈴木(強)委員 もう時間がありますので、先
へ進みます。

次に、政府が保有する電電株の売却益の処分
について大臣にお伺いをいたします。

これももちろん将来のことでございますが、実
は今年度の各紙の報道によりますと、国民
すべてが重大な関心を持って見守つておられ
電電株の売却益の使途について、自民党金丸幹
事長が、十二日でしたか、政府・与党連絡会
でも言われておったようでございますが、売却
益は全額一般会計に入れるという考え方を持
つておられます。これに対して左藤郵政大臣は、
その考え方を承知した、こういうふうに報道
されておられますが、その真相はいかに、それ
を聞きたい。

○左藤郵政大臣 売却益を全額一般会計に入
れる

というふうな幹事長御自身のお考えを、ほか
のところで述べられておられますけれども、私
との間で、例えば会談をするとか何かいたし
まして、ういつたことを承知した事実は全く
ございませぬ。

○鈴木(強)委員 これは一流の新聞の報道で
ございませぬ、私は根拠もないことを書いた
と思ひますが、しかし大臣がおっしゃるの
です、そのとおりでございます。

そうすれば、この質疑についてはこれ以上
やってもどうかと思ひますが、何かそのとき
に、電氣通信振興機構、要するに、開港研究
費といふものは十分に一般会計から出せば
いいじゃないかといふようなことが担保にな
つておるわけでありませぬ。そこで、大臣が
それを取引にして、まず一般会計に入れたら
いい、それからもう一つ、この売却益の問題
につきましては、大衆論議がございました。同
時に、電電公社が抱える五兆六千億の債務
も払わなければならぬ。遠近格差の是正も
やらなければならぬ。したがつて、そういう
ものも含めて売却益をどうするか、こうい
つたことが大衆論議されなければ、ある問題
だけ前へ突出してしまつて、これは非常に
難しくなると思ひます。

ですから郵政大臣としては、この資産形成
の経緯にかんがみまして、少なくとも五千万
に近しい加入者、利用者がつくつてくれた
財産でございますから、できるだけ優先的に
その方に還元していただくという措置をし
なければならぬ。株を郵政省が二分の一持
つといたつて、これが法律的に決まれば、
いいのですけれども、現在は大蔵省に全部
行くわけですから、今度は別の法律をつ
くつて、機構に幾ら負債に幾らというふう
なことで、格差は正のために使つてもら
う、利用者のために役立てる、こういう
ふうな使ひ方をしなければならぬと思ひ
ます。

六十年年度予算は既に決まるようござ
いますか

ら、その中に歳入として入つてくるやうな
ことではないと思ひますが、しかし補正予算
もございませぬ。電電公社の経営の堅実
性はもう天下国家周知の事実でございま
す。この前この委員会の審議のときも、
大蔵省は何かそれに似通つたやうなことを
して、財務諸表をつくり変えていくやうな
ことをもちよつとお伺ひしておりました
が、そういう際どう意見も出ておるわけ
ですから、中曾根総理が国会で答弁されて
おりますように、国会の経過を踏まえ、
政府内で詰めていただくというの
答弁が宙に浮いてしまつたやうに、ぜひ
大臣として御努力をいただきたい、こ
うお願いいたします。

○左藤郵政大臣 お話のとおり、この株式
の売却益の処分につきましては、国会にお
きまして御審議の経過も十分踏まえま
して、これから政府内において詰めてい
かなければならない問題だ、この
ように認識をいたしております。

○鈴木(強)委員 それでは、これは最後
になります。本三法案は今の見通しです
と、本委員会において本日採決になると思
ひます。本会議の方はどうなるか、し
かしめませんが、あしたかあさつてか、
いづれにしても可決成立することは確
実になつたと私と思ひます。しかし、四
月一日の民営移行まではずか三ヶ月と
十日足らずという日限しかありません。

かつて国際電報が昭和二十八年の四月
一日、電電公社から分離する際に、私は
労働組合の委員長でありましたが、七カ
月かかちまして一切の準備を完了して、
後顧の憂いなく三千五百名の職員が
国際電報に行つていただいた、こうい
うことを組合側の立場でやつた経験が
ございます。それからいたしました、三
ヶ月と十日足らずの日時で果たして円
満な切りかえができるのかどうか、そ
の点を非常に憂へる者の一人でございます
。法案が成立しない前にやると、これは
またいろいろ問題があるわけですから、
その点は非常に苦しいと思ひますが、
しかし、万難を排して国民の期待にこ
たえて、法案が通つた以上は、四月一日
に

やらなければならぬ。

そこで、一俣手順は、これは簡単に言
つて、設立委員の任命がまずございま
す。設立委員は発起人の資格を持つて
おるわけでございまして、それが創立
総会を開く。そして役員、定款、株式
の発行価格、こういったふうなものを
設立委員会がつくつて創立総会に諮
るわけですね。それで役員等も、創立
総会で選任されたものを郵政大臣が認
可する、こういうことになつておるわけ
です。

それから事業計画等についても、実
は六十年年度の事業計画については公
社は出ておりませぬ、要求が会社にな
るといふことを前提にしておるでし
ょう。したがつて、その事業計画とい
ふものは大臣の認可になります。郵政
大臣、大蔵大臣が協議する。そんな
ことを考えますと大蔵大臣の協議す
けれども、大体手順は、どういふ手
順でやつていくのか、概要をひと
つ最初に説明してくだ

○澤田政府委員 今御提出申し上げ
ておる法律が通過をいたしますと、私
ども来年の四月一日から新しい電氣
通信事業体制といふものの発足のため
に、いろいろな諸準備を進めなければ
ならぬわけでありませぬ。

もちろんそのための政令、省令等とい
ふものも整備する必要があると思ひ
ます。また、会社の設立あるいは発
足に当たつてのスケジュール等につ
きましては、ただいま先生の方からお
話がおありなわけですが、まず郵政大
臣が設立委員を任命する。そして定
款を作成する。その定款については、
郵政大臣、大蔵大臣協議の上、これ
を認可する。それから、それを受けて
創立総会を開くといふことございま
す。そしてその選任が行われたものに
つきまして、郵政大臣が認可をする
といふことで、四月一日になりまして
、電電公社からの出資の給付、それ
から新会社が設立する。そして政府
へ株式の無償譲渡、それから設立の
登記といふやうな段取りになつてま
いりまして、早々に事業計画を作成
し、それについて認可

認可

をするということ、それに基づいた運営というものが出来ている、こういうことになろうかと思ひます。

大変いろいろな準備等もございいます。私どもも精力的に全力を挙げてこれに取り組みたいと思ひますし、公社の方におきましても、いろいろな諸準備がございましょう。こういった点につきましても遺漏のないよう指導してまいりたい、こういうふうにご考慮くださることを願ひます。

○鈴木(強)委員 手順、やり方はそのとおりでございますが、果たしてうまくそれが進んでいつて、四月一日に滞りなく民営移行ができるかどうか、こういうこととございいます。

時間がありませんので大臣、設立委員の任命については、発起人の職務を行うということになつておりました、あなたが任命できるわけですね。したがつて、この設立委員の任命についてはひとつ慎重にやつていただきたいと思ひます。

これはいろいろな意見が委員会でも出ておりますから、ここで改めて申し上げますが、ただ、せんだつての十五日のやはり新聞報道によりますと、既に設立委員長には中山素平日本興業銀行の特別顧問が有力視されているという記事がちょっと出ておりました、はては、これは大臣は腹の中では設立委員決めている、それなら、おれたちにも相談するということになつてゐるのだが、そのことはどうなつてゐるのだらうというふうな疑義を持たなければなりません。率直に、これは新聞のことですけれどもそういうのがありましたから、我々がここで約束しているような、我々とも相談して決めるということについては変わりないでしよう。

○左藤國務大臣 私には全くそんなことは考えておりません。まだこれから設立委員の任命の案をつくる段階でございまして、その段階で、今まで国会でいろいろ御審議いただきましたことを十分踏まえましてやらしていただきたい、このように考えております。

○鈴木(強)委員 それでは、これは直接まだあなた

たが決めていないということですから、そうだとお思ひますが、何かそういう動きのあることは間違いないと私は思ひます。ですから、ちよつと心配して伺つたわけですね。

それで、あと定款が決まらないとよくわかりませんが、社長とか副社長とか取締役とか監査役とかいろいろあるのですけれども、少なくとも人事の問題については総理も、法案が通つた後、慎重にやるというお答えもいただいておりますが、特に天下りを排除してもらいたいと思ひます。この点が一点。

それから監査役につきましては、これは経営から独立しているチェック機関でございいますから、この機能がどういうふうに進捗できるかいかんが会社の重要な経営の問題にかかってくるのでありますから、できるだけ監査役の任命についても野党とも話し合ひをしたりして、どの人が一番いいのか、そういった点を配慮してひとつやつていただきたい、こう思ひますが、いかがでしょう。

○左藤國務大臣 新会社の役員は、この法律で定められたところで、創立総会で選任されるものでございいます。新会社は、申すまでもございせんが、極めて公共性の高い事業を経営することとございいますので、その役員は、事業運営について経験があり、いろいろなことで適正な判断ができる、また高い識見を持った人でなければならぬ、こういうこととございいますから、そういった方々の中から選任されるべきである、このように考えておるわけでございいます。

それから、今お話しございましたことですが、新会社の役員というのは株主総会で選任されて、それを郵政大臣が認可する、こういう形をとることに法律でなつておるといふこととございいます。

○鈴木(強)委員 大臣、あなたもここでくしくも第一陣でこの法案に対する質疑をなされました。今は大臣になつておられるわけですから、これは一人株主なんですよ。言うならば、大蔵大臣の意見でどうにもなると言つても過言でないですね。設

立委員の方が任命されてやりますけれども、極端に言つたらこれは株主総会じゃないのです。要するに、大蔵大臣が一人出てきてやるような、そんなへんちくりんなものにスタートで行われるわけですから、だからあなたにしっかりとやらしてもらなければ困るのです。人に任せておつたのではない。

だから、やはり十分に連携を保ちつつ、新会社にふさわしい人事をちゃんと決めてもらいたいというのが私の願ひなんです。そういう点を大臣、よくわかつておると思ひますから繰り返して言ひませうけれども、そういう気持ちをもつてぜひストリートに受けていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから公社の方は、六十年度の事業計画については、郵政大臣の認可を得ることになつておりますが、きようは法律が通つてない前ですから、いづつころ大臣認可ができるような手順になりますか。

○岩下説明員 お答えいたします。事業計画等につきましては現在、事業運営の方針等を含めて社内で行つてゐるものと勘繰しておるところでございいます。

六十年度のものにつきましては、先生御案内のとおり、会社法の附則によりまして、会社成立後遅滞なく郵政大臣の認可を受けるということになつておりますので、例えば需要の動向ですとか、あるいはまたこれから決まるであろう政省令等も十分勘案しまして、よりよきサービスをより安く提供できるようなそういう内容のものとして作成をいたしまして、会社設立後、法の定めに従ひましてできるだけ早く大臣の認可を受けるべく提出をしたい、このように考えております。

○鈴木(強)委員 大変だろうと思ひますけれども、昼夜兼行で頑張らなければいけないと思ひますよ。神わざだと思ひますけれども、頑張つていただいで、できるだけ早く大臣の認可が得られるようにやつていただきたいと思います。

それから、新電電の組織機構の問題ですが、

今、本社、通信局、通信部、電報電話局とございませう、これは一体どんなふうになつて名前を変えるのか、総裁、何か考えておられますか。

○児島説明員 全体の組織について今鋭意検討中でございますが、現在時点、トータルとしては案を固めてございませう。

ただ、電気通信局というのは、郵政省に電気通信局というのができたことでもありますし、これは何とかな止しという名称を変えないと、全国に十一も電気通信局があるというのではまずいのではないかと思つております。

それから、電気通信部と申しますのも、新聞社の通信部とよく間違ふることがございいますので、すから、これも変えたい。

ただ、電話局等については、過去からお客様に御愛顧願つておりますので、そのまゝの名称で行こうかなという程度までは現在考えております。

○鈴木(強)委員 私も、法律が通つていませうけれども、いろいろちよつと聞いてみると、本社は本社でいいというのだな。それから、十一ある通信局は総括支社か、それにしたらどうか。通信部は支社、電報電話局はそのまゝという意見が多いな。ですから、これは参考にしてください。

それで、最後に大臣、今やまに百十四年の長い歴史を築き上げておるわけでございいます。私も大変感慨無量なものがございいますが、新しい時代に即応した体制をつくることは必要でありますので、私たちは反対ですが、真剣にこの法案と取組んで、修正すべきところは修正をし、正すべきところは正して、よりよくこの事業が国民のためになるように、そして二十一世紀に向けてのニューメディアがこの法案によつて見事にでき上がるように心から願つておるわけです。

そして、そのために一生懸命頑張る職員に対しても、今度は思い切つた待遇の改善の道を開いて、労あれば報いるという体制をつくつていただいたために、大臣の長い間郵政事業にささげられたそのとうとい体験を生かされて、ぜひ頑張つていただきたいと思います心から願ひ次第でございませう。

どうも時間がありませんで失礼しました。ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 本法案の審議も最後の段階を迎えましたので、私は、衆議院段階での審議、さらに引き続き参議院段階での審議がございまして、全体を通じて審議の中で当局からの答弁、態度表明などが幾つかございまして、とりわけ、時間の関係がございまして、問題を絞りまして、特に私は料金の認可制の問題にかかわる幾つかの点について、当局の今日まで審議を通じて明らかにされておりますことを中心にしながら、再確認をさせていただきたい、こういう立場で以下申し述べてみたいと思います。

まず第一点は、料金の認可制をとりますのは、その料金が利用者全体に大きな影響を与えるから認可制というものをしくんだらうと思っているわけですが、したがって、利用者の利益保護を図る立場から認可制を採用する、こういう立場で認可問題について当局が対処される、このように理解をしてよろしいかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○澤田政府委員 料金の認可を要しますのは、第一種電気通信事業者が提供する電気通信役務、これに対するサービスというものの関係して料金を認可する、あるいは一部のものについては料金認可を必要としない、こういう整理をしているのが今日の法案の立て方でございます。

認可を要するというにいたしましたその原因と申しましうか考え方といひますのは、第一種電気通信事業というものが電気通信設備回線というものを設置して運用する事業、言うならば電気通信事業の基幹的な分野を担当するものであるということとございまして、そのサービスというのが国民生活、国民経済に大変大きな影響を持つ、いわゆる公共的な部門である、要するに公共料金というふうな概念がございまして、また、市場形成というものを眺めましても、その市場価格というものが形成できるといふような、市場価格

の形成というものが十分かといひますと、その第一種事業者の特殊性から見まして、必ずしもそうではないというものがございまして。

そういうような観点から、利用者保護というところに着目いたしました認可をするというのが、認可制の基本でございまして、そういうものとかわりがないというふうなものでございまして、できるだけ事業者の自主性といったものを尊重するという立場から、認可を外すというふうな整理をしているということとございまして。

○伊藤(忠)委員 前段、後段の部分でございましてけれども、利用者の利益保護、こういうことですね。与える影響が大きいからということだと思ひます。そういう立場で認可制をしくわけですが、ということとは、その心は、利用者全体に及ぼす影響が大きい、利益保護の立場ということになれば、少しでも低廉な料金で提供するということが料金設定をする場合の趣旨ではないのか、このように考えるわけですが、そういう考え方ではないかどうかです。

○澤田政府委員 料金をどういう形で決めていくかという基本は、今申し上げましたように、電気通信サービスというものの持つ公共性といったものが重要なポイントになってまいります。したがって、国民生活、経済活動というものに非常に大きな影響を持つというところでございまして、その辺をにらんだ形のもの、言うならば低廉な、だれでも利用しやすいような価格というものが志向されるべきであらうと思ひます。

ただし、そういうサービスというものが安定的に、しかもサービス自体が信頼性を保ちながら提供される、そして公平にだれにでも利用できるようにする、そういうことも条件になってくると思ひます。そういうものを含めながら、合理的な事業者としての今後の継続的な安定的な活動というものが、確保されるような料金でなければならぬというふうなものでございまして、したがって、原価だとかいろいろな費用と

いうものと同時に、事業が安全かつ健全に行われるために必要な分野、部門というものも取り込んだらうという中で、良質そして多種多様なサービスに対応できるようなもの、こういうものが提供できる、こういうことを考えた料金ということと、個別の料金につきましても、それぞれの経営というものもございまして、いろいろな角から、本質的には今申し上げたような低廉かつ安定的なサービス確保のために資するような料金というものを決めていかなければならぬという、こういうふうな考えでおります。

○伊藤(忠)委員 お願ひしますが、私は簡単に言っていますので、答えはなるべく簡単にされたらと思ひます。これからお尋ねする問題も、私は余分なことは言っていないので、議事録に私も全部目を通して、おたくが答えられておられることを再確認をいただきたいという立場で言っておりますから、いろいろなことを私もわかつておりますので、そういう前提でお願ひをいたします。

今日までの局長答弁の中で、料金認可の範囲は、基本的サービスの主要な料金に限定し、付加的、オプションの料金は認可不要とする、こういう表現で明らかにされているわけですが、このことは再確認をさせていただいてよろしゅうございませうか、イエスかノーで結構でございます。

○澤田政府委員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 また、当該業務の利用者の範囲が比較的限定されている役務、利用頻度が多くないために影響の範囲が比較的限定されているもの、手数料的——この手数料といひますのは、例えば名義変更だとか申し込み手数料などというところになると思ひますが、手数料的なものも認可が不要である、このように答弁をされておりますが、これもそのように確認させていただいてよろしゅうございませうか。

○澤田政府委員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 続きまして、利用者が自由に選択できる付加的な料金は認可不要であり、これは

事業者の自由な形での競争原理を導入し、その中の価格形成に任せるべきである、このように八月二日に当時の小山局長が答弁をなさっておりますが、これもそのように確認をさせていただいて間違ひございませんか。

○澤田政府委員 そのとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 続きまして、基本的なサービスの主要な料金として列挙をしたもの以外は認可しない、こういう見解が七月三十一日の参議院での小山局長答弁、同じ内容の答弁が七月二十五日の参議院でやられておりますが、そのことについても確認していただきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○澤田政府委員 現在電電公社が提供しているサービスに即して認可を要する基本的なサービスの料金というもので例示をさせていただいたものでございまして、その内容につきましては、前回お答えを申し上げたとおりでございます。

○伊藤(忠)委員 ところで、十二月六日に澤田局長が料金認可に關しまして答弁をなさっているわけですが、これが先ほど申し上げました小山局長の答弁とは多少異なつた意味にとれるような表現がございまして、これは人によって濃淡もございまして、言い方も当然変わると思ひますが、誤解を与えないということになつてはいけないと思ひますので、私流に言ひますと、同じポストにつかれた方が、人がかわれば省の見解がころつと変わるというふうな、そんなことはまずあり得ない、このように考えておるわけでございます。

したがって、十二月六日の澤田局長答弁は、その以前にございまして小山局長答弁と同じ趣旨のことを言われているんだ、このように私は理解をしたいと思います、どうでございませうか。

○澤田政府委員 詳細につきましては、実は今手持ちにございませぬので、お答えいたしかねておりますけれども、基本的には、先生おっしゃられましたように変わるものではございませぬ。同じ法律についての解釈であり運用でございましての

で、そういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 小山局長が在任中の答弁でございまして、澤田局長が後任でこれから大変お世話をしていただくことになりますが、時間的にたまたまそうなたたけの語でございまして、だれの答弁がどうかというふうな、そんな失礼なことを私は言っているわけじゃございません。

ただ、基本的には言われますと、そうすると部分的には違ふのかということになりますので、そういうところからまた新たな誤解を生んでもよくないと思ひますから、以前に小山局長の答弁なされたこととおれの言つたことは趣旨は変わらぬ、こういうふうな理解をさしていただいてよろしいかどうか、こういうことなんでしょうが、どんなものでございましょうか。

○澤田政府委員 基本的にはということをお申し上げましたのは、筋として私も前任者が答弁を申し上げたのも食い違ひはないだろうと思ひますし、私も間違つたことを言っているつもりはございませんので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 同じ趣旨のことを言っているんだ、こういうふうな理解をさしていただきます。でないと、基本的なものと、基本的なものは認可が要つて付加的なものは自由だということな、料金認可がやはりありませんが、そういうふうな振り分けられることも、見方によつてはそういう場合だつてあるわけですから、今局長が言われたように、小山局長の答弁とおれの言つたことは趣旨は一緒なんです、くどいようですが、こういうふうな理解をさしていただいてよろしゅうございしますね。

○澤田政府委員 大体そういう御理解をいただいで結構だと思ひますが、実は、私も自信を持ってお答えを申し上げたつもりでございまして、ひとつ御理解をいただきたと思ひます。

○伊藤(忠)委員 大体私も理解しているのです。自信を持って言われたんだと思ひます。自信を持

つて言われたことは、小山局長と一緒のことを言っているんだ、こういうふうな余り余分な言葉を付けていただきたと、私ももう一度また初めから聞き直したいような気になりますので、その辺は御了解いただきまして、そういうことでよろしゅうございしますね。

○澤田政府委員 同じようなことを言ひながら、ちよつと食い違ふ点があるような御指摘があつての話かというふうな気がするのでございしますけれども、趣旨としてはそういうことでございしますし、私の考え方は小山局長の考え方を受けたものである、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○伊藤(忠)委員 了解しました。以上確認をいただきました。そういう考え方の基本を踏まえまして、政省令の策定に当たつてはぜひともそれを具体化した、こういうことだろふと思ひますので、その点についても確認をいただきたいと思ひますし、既に参議院の段階で附帯決議が幾つかなされましたけれども、六項目で明記されておりますように、「政省令の制定及びその運用に当たつては、民間の創意工夫を活かし、経営の自主性を尊重すること。」こういうことをひとつ確認をいただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○澤田政府委員 先生がおっしゃるとおりでございします。最後に、大臣にお伺いをいたしたいと思ひますが、情報通信行政の一元化についてでございします。

○伊藤(忠)委員 郵政省はテレトピア構想、既に詰めの段階が始まろうとしてゐるわけですが、これはハードを中心という特色を持つようになつてゐるわけですが、さらに一方、通産省の方ではニューメディアコミュニティー構想、こういうものが打ち上げられておりました、これも既にそのことの実行が運んでゐるわけですが、言へばこれは情報通信に対する地域のニーズ、ソフトの面に特徴を持たせるというのですか、そういうふうな私たち

は伺つてゐるわけですが、事ほどさうに政府各省庁の個別的なあるいは分散的な情報通信諸施策、これがやられていくということが、これから高度情報化社会が本格化していくわけではございませうけれども、極めて重要な行政であるだけに、かえつて適切な対応の阻害要因になつてゐるのではないかと、そういうふうに思われるわけでありませう。

私の私見を申し上げれば、高度情報化社会をどのように適切に乗り切つていくか、それを適切に指導する行政部門としては、本来なら情報文化庁ぐらい別につくつて、そこが全部所管をされるというふうな方がかえつてすっきりするんじゃないか。各省庁にまたがって、一体だれが中心になつてやるのか。調整は今、総務庁だと聞いていますけれども、そういう格好がそもそも非常に混乱を招くんじゃないかと思ひます。

もちろん、これは行政改革のこととも関連をするわけではございしようが、いづれにしても、情報通信行政の一元化と窓口の一本化に向けて今後大胆な改革を行ふべきではないか、このように強く考えるわけですが、これに対する大臣の見解についてお伺いしたいと思ひます。

○左藤國務大臣 今御指摘の郵政省におきましてテレトピア、それから通産省におきましてニューメディアコミュニティー計画というものは、今お話がありましたようなそれぞれの意味があつたと思ひますけれども、いづれにいたしましても、今お話がございましたような高度情報社会を構築していく上におきまして、もつと幅の広いお互いの連絡というものは、私はとつていかなければならなと思ひます。

そういう意味におきまして郵政省は、今意思の疎通を図つて、関係各省といひますと十五省庁にわたるようではございします。大変広い範囲の問題ではありますけれども、そういうことにつきましても当面は、連絡会というふうなものを開いて、その中でまとめていくという方向でやはり物事を考

えていかなければならないというふうなことは、御指摘のとおりだと思ひます。今後ともそういう面で努力をさしていただきたい、かように考えております。

○伊藤(忠)委員 今大臣のおっしゃいましたように、大変な御苦勞をいただいていると思ひます。そのところは、主體的には郵政省がかなり御苦勞をされると思ひます。ですから、それを一元化していきけるような、それこそ其の行政改革だと私は思ふのですが、それに向けてぜひともひとつ御尽力をいただきたい、こう思ひます。最後に通産省、その点についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思ひます。

○大宮説明員 今先生から御指摘のありましたように、通産省においても、お話ありましたソフトという面からニューメディアコミュニティー構想、こういうものを推進しております。情報化社会ということにおきまして、これからこういったものを実施する段階でまた必要に応じて、大臣もお話あつたように、関係各省とも連絡をとりながらやつていきたい、こういうふうな考えております。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても、通産省から今見解がございましたけれども、これは責任あるところでひとつ真剣に検討いただきたいと思ひます。何と云つたつてやはり電気通信行政ということになれば、歴史的に考えましても郵政省が主體的にやられる。何かそれが田に水を引くような格好でいろいろと問題が起る、いづれにしても、非常に困るわけではございまして、いづれにしても、行政の一元化、一元的運営に向けて努力をするという立場に立つて、今後通産省におかれても真剣にひとつ対応いただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 次は、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 まず、電気通信におきまして基礎研究というものの、これは非常に重要な問題で

ざいます。今まで電電公社がリーダーシップをとって開発を行ってきた。武蔵野通研を初め横須賀や茨城、厚木等におきまして、この基礎研究という問題に非常に力を入れて頑張ってきたというところは、非常に評価できるものじゃないか、こう思います。

ここで民営化した場合、この基礎研究が一体どうなるのかという問題、これは非常に重要な問題でございまして、まず、新電電になったときにも、この研究部門に関しては今までと変わらないのかどうか、あるいは若干そのニュアンスにおいて、もちろん競争の中での研究、こういったものになってくるわけですから、今までは条件が違ってくると思うのです。そういう意味で、この基礎研究に取り組む決意という問題、これをまず総裁にお伺いしたい。

○真藤説明員 私どもも、研究所のこれから先のあり方というところを真剣に討議いたしておりますが、あらゆる面から考えましても、やはり私どもの研究所の基礎研究というものは、現在までやってきたのが最小限度だという感じをますます強く持つように、持たざるを得ないような状況がたまたま出てまいっております。

したがって、六十年代、六十一年度、六十二年度あたりに、今まで持たなかった研究装置を既存の厚木あるいは茨城に急いでつけざるを得ないというところまで、基礎研究の面でもある意味で言いますと、やらざるを得ない。世界的に見まして追い込まれておるといふような状態でございまして、したがって、今までも基礎研究に使う経費のパーセンテージというのは、ここ三、四年の間はかなり上げないと、とてもじゃないが、これから新しい国際的な立場あるいは国内的な立場でたえていけるというふうには考えられませんが、

今度の法案で、特に二種業種というものが出てまいりまして、そしてそれが線の使い方は自由だということになっております。ここに私どもにとつて非常に大きな努力を研究の面でやらなければ

ならぬという将来が必ず出てくるというふうには私もは見えておりますので、我が身を守るために、我が生命を続けるためには、今までもより研究というものに対しては極端に考え方を変えていかないと、とてもじゃないが、使い方が二種業種は自由だという世の中では、一種業種としてなかなか食っていけないという状態が出てくる可能性が十分あるというふうには認識いたしております。

○竹内(勝)委員 大臣にお伺いしておりますが、同じく今、総裁から意欲的にこの問題に取り組んでいくという御答弁をいただいておりますけれども、米國を初め経済摩擦等で、今後ますます技術のいわゆるブラックボックス化、基礎技術等が日本に入りにくい、こういう状況になるのではないかと、こういうことも考えられます。また、二十一世紀のこの分野を展望すると、もちろん今まで行ってきた公社が新電電になっても当然、基礎研究というものを力を入れていく、今も答弁がございまして、これは國としても、この日本の國の消長にかかわる問題、世界の高度情報社会というものが今後どんどん進んでいきます。そういう中で、やはり世界各國とのバランスから考えてみましても、基礎研究というものは非常に重要であると思っておりますが、國として今後この問題にはどう取り組んでいくのか、大臣の御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○左藤國務大臣 我が國の電気通信技術の発展は、応用技術の優秀さに裏づけられてきたと言つても過言でないと思つております。基礎技術の問題につきましては、かなりの面で欧米から供与されてきたところもございまして、御指摘のように、欧米先進國はこれまでの経験から、基礎技術というものの日本流出にブレーキをかけて、こういうような動きもなしとしないうちじゃないか、このように考えます。

そうしたことで、基礎技術研究というものは、一つはリスクが非常に高くなります。また、研究期間も長くかかるというふうな問題もあり、短い間に実用化されて、それがすぐ利潤を生むという

ような性格のものでもございせんので、商業ベースに乗りがたいものだ、こういうふうにも思つております。そういったことで、こういった基礎技術の研究につきましては、國がやっぱり支援をしていかなきゃいかぬ、このように我々は考えております。

電気通信の分野におきましては、特に来るべき高度情報社会、この中核的な社会基盤というものとしての電気通信の重要性という見地から、また、電気通信の発展というものが関連技術開発の非常にそうした問題についての成否に大きく影響していく、こういう電気通信特有の高い技術依存性というふうなことも、さらに、電気通信技術が技術革新が次々と行われていく、こういう新技術の他分野への波及効果が極めて大きい特性というふうな、いろいろ電気通信技術自体が持つ特性というものは極めて大きい、このように認識をしていくところでございまして、

○竹内(勝)委員 この電気通信振興機構に關して局長にお伺いしておきますが、今後この問題に關してどういふような段取りで進めていく考えですか。法案を出すとかどうとかという、その状況をちょっと説明してください。

○澤田政府委員 電気通信機構構想につきましては、来年度の予算要求事項といたしまして私ども、関係の向きと折衝をいたしては、まだ了解を得たというふうな段階ではございせんが、これからまさに予算の山場に差しかかるわけでありまして、その時期を通じてその実現に努力をしてまいりたい、こういうことでございまして、

○竹内(勝)委員 昭和六十年四月一日以降、この法案が成立いたしますと株式会社が発足していき、そういう段取りになっておるわけではございませうが、まず一番國民が關心を抱いておるのは、一体自分たちの電話料金はどうかするんだというの、一番國民の關心事だと思つております、総裁。

そこで、今後の大体的方針で結構でございませう。例えば世田谷のようなああいうアクシデントもあるわけでございまして、したがって、市内網に關しても第二ルート、第三ルートというふうなことで考えていけば、非常に今後いろんなことをやらなきゃならぬ。重要な問題幾つもありませう。そういう中で、だが、第二電電、こういったものの構想は、例えば今東京一大阪間等におきましては、非常に活発なそういうものが論議が行われ、スタートしております。そういう中で、競争していけば当然料金は下がるだろうというふうなことは、だれだって考えられます。

過去何回か遠距離の通話料金、これを値下げしてまいりました、公社としまして、今後四月一日以降、この料金に關して、遠距離網あるいは市内網も含めてどんなふうなお考えを持っておりますか、御説明ください。

○真藤説明員 私どもは企業努力ということでお客様をふやしていく、また新しいサービスをふやすということによって、また新しいサービスにふやすということ、増収を図るということにまず第一目標を置かしまして、と同時に、新しい法体系のもとでできるだけ本体のコストを下げていくというところに努力いたしまして、財務の基盤に余裕ができた限りにおいては、当面長距離料金の値下げに回すという考えを持っております。

○竹内(勝)委員 この市内料金の値上げなんということは、六十年においてスタートの時点で問題はないと思つていますが、いずれ出てくるのじゃないか、こういうふうに考えます。六十年四月一日以降の問題でございまして、そういうものは例えばここ数年考えていないとかあるいは考えておるとかいろいろあるわけではございませうけれども、今遠距離に關してはお伺いしましたが、市内に關してはどうですか。

○真藤説明員 遠距離料金の値下げにまず全力投球するということは、市内料金は今のままという前提で考えております。市内料金を上げて遠距離

料金を下げるということで遠距離料金を下げるという考えは、全く持っておりません。

○竹内(勝)委員 全く持っていないということ、ここ二、三年市内料金は値上げはない、こう考えていいですか。

○真藤説明員 この前の御審議のときに私、申し上げておりますが、現在私どもは、市内料金の値下げとか値上げとかということを、市内料金について細かく世の中に向いて、お客様に向いてとかくのことを言うだけの資格がまだできておらないということを申し上げたことを覚えております。

それはどういふことかといいますと、市内料金というものの全体のコストというものを、それから市内料金がどういふふうに使われておるかという科学的な数字をまだ私ども持っておりませんので、そういうふうなものがきつと科学的に出て、そしてそれに対応する設備計画というものがきつと出てきて、そこで考えるというのが私どもの仕事の順序だろうということを申し上げました。

その時期が来るのには、そういう設備が一応でき上がるのは六十一年の終わるか六十二年に入りますので、それからいろいろ勉強いたしまして、どうするかということが数字を根拠にして世の中に御説明できるようにするわけでございますから、まだかなりの時間はどうしても必要だといふふうに考えております。

しかし、基本的に経営の政策としては、さつき申しましたように当面、財務の余裕があれば長距離料金の値下げをやるということに注力するといふふうに考えております。

○竹内(勝)委員 昭和五十七年九月八日、端末機器問題調査研究会が「電気通信における端末機器問題に関する調査研究報告書について」、こういうことで資料をまとめて要望しておりますが、それは「公正な競争条件の確保に努め」なければいけない。これは二年前の話でございしますから、もちろん公社が民営になるとかいうような問題以前

の問題でございまして、公社と民間との調和のとれた発展を目指さなければいけない。

その中で、「公社はその役割に照らし、基本的な機器、技術先導的な機器、福祉機器の提供に重点を置くことが調和のとれた発展を図るための一つの基準になるものと考えられる。」こういうふうなことをまとめておりますが、この考え方は今も変わっていないと思ひますし、また公社が民営になっても変わらないものである、こう理解してよろしいでしょうか。

○岩下説明員 お答えいたします。

先生ただいま御指摘の一昨年九月の研究報告、私どもも十分承知しております。今後の私どもがこの端末機の販売を実施していく場合の一つの指針になるものというふうに受けとめておるわけでございます。

基本的には、私どもは既存の一般業界との関係におきまして、いわば同業者の立場で一緒のお客様に品物を販売し、またその後のメンテナンスという立場にございします。したがって、そこでは基本的に私どもの心構えとして要求されておりますのは、公正競争であるということ、と同時にまた、成長していく端末機市場を民間の業界の方々と一緒に知恵、工夫を凝らしながら、言ってみればパイを膨らましていく、そういう中でいわば共存共栄といった形で、私どももまた民間の業界もともに栄え、それがまたひいてはお客様のためにもなる、こういった考えで進めていくところでございします。

したがって、この辺は現在、今までもそうでございまして、今後来年四月以降につきましても、私どもの基本的な考え方として持っております。かように考えておるわけでございします。

○竹内(勝)委員 ですから、既存の業界と共存共栄ということでございしますけれども、そこには当然競争になりますと、死活問題が関連してくるのです。過去においても幾つもそういう例がございましたね。

そういう中で共存共栄、こう言っておりますが

れども、例えば端末設備に関しては、公社はレンタル、民間は売り渡し、こう分野が設定されて今日の端末の発展を見てきた、あるいは附帯業務としての売り渡し制度導入は、このような歴史的経緯というものを尊重して対処していかなければならぬのじゃないか、こういう意見もございしますし、それから今の公社の役割、こういったものが、販売面でも競争していく、こういうものではなくなると、サービスを中心としたものがその公社としての、また公社が新電機になっても新電機としての役割ではないか、こういうふうに考えます。

そこで、共存共栄と今、総務理事が言いました、具体策を示してください。共存共栄というのは、私がここで何回も言っておりますが、新電機になったら、新電機は競争ですよ、民間はメダカ、こういうふうな例えでも過言ではないほど、むしろネットワークも全部押さえられている。そして、財政の面また人材の配置、あらゆるものから考えたって、競争というものは成り立たない。私どもは何回もここで主張しているとおりでございしますから、したがって、共存共栄というものは一体どういうことなのか、具体策をお示しく下さい。

○岩下説明員 現在、端末機について私どもが行っておりますサービス、これは申し上げるまでもなく、全国あまねく公平にサービスを提供しているわけでございします。来年四月以降におきましても当然、会社法の中で一つの責務として義務づけられておりまして、これは僻地、離島といえども、私どもがサービスをしなければならぬし、あるいはまた、民間の業者の方が手が及ばない面もあるようなそういう場所についても、これは私どもが責務として端末までのサービスを含めて提供すべき義務があるわけでございします。こういったところが基本的な私どもの責任だと考えておりますが、その中でもまた、先ほども触れられたような福祉機器の開発等も、今までもやっておりますし、またこれからの一生懸命やっております。

い、こう思っております。

そこで、現実の問題としましては、共存共栄というものの実態でございしますけれども、公正競争の確保のために、一般の商業道徳といえますが、商慣習を遵守しながらやることは、これは当然のことでありまして、具体的には例えば収支の区分を明確化していく、あるいはいわゆる自営の届け、これは審査でなしに単に届けをいただくだけでございしますけれども、この情報の管理を厳正にしていく、あるいはまた新電機におきましても、御存じのとおり工事を行います場合に、一般の民間業界と同じように工事担任者の資格が必要でございします。

こういったことで具体的な公正競争の条件は担保されていくと思ひますし、また共栄といふことについてにつきましては、既に民間の業者の方々の団体である電信電話設備協会の幹部の方々とお話をしておりますけれども、例えば同業者として一緒に機器のPRをするとか、あるいはまた機器の取り扱い、販売について相互に特約店になるとか、こういった形のものが具体的な方法として現在検討されておるわけでございします。

その場合に、また一つには、今申し上げた協会のメンバーにも属していない、はつきり申し上げまして好ましくない業者の方がお客様に迷惑をかけておるといふ事例がございします。こういったものに対しては、協会のメンバーの方々と一緒にこの対策を講ずるといふ、この辺も既に協会側と打ち合わせをしまして具体的なアクションをとっております、こういう状況でございします。

○竹内(勝)委員 郵政省にお伺いしておきますが、ボタン電話の販売状況、これは五十七年度、五十八年度それから五十九年度上期、下期は今後出てきますが、その状況で結構でございします、PBX協会等の民間のボタン電話の販売状況はどんな状況になっていきますか。今需要としてはどんな伸びていっている、そういうときでございしますから、当然こういったものはどんどん発展して

いく、こう考えられますけれども、今どういうふうになっていきますか。

○澤田政府委員 お答えを申し上げます。

ボタン電話の販売数ということで、五十七年度自管の分が九十八万、直営の分が七十八万、五十八年度自管が百十六万、直営が九十六万、五十九年度上期でございますが、自管が六十四万、直営が五十二万ということでございます。

○竹内(勝)委員 五十九年度下期の状況はつかんていますか。

○澤田政府委員 ただいま資料がございませんが、状況もちょっと把握できないのではなからうかと思ひますが……

○竹内(勝)委員 私の調べた資料では、今局長が言われたとおりで、五十七年度は五十六年度と比べるとずっと伸びて三〇%アップ、五十八年度は今の数字のとおりで五〇%アップしています。それから五十九年度上期はこれが若干落ち込んできている、今のところですね、一〇%アップ。だが、下期になると、今後出てまいります、激減している、このボタン電話一つでも。

これは公社がボタン電話に關しても、民間のものよりも公社のものはネットワークも全部あるし、それからサービスの面におきましては保守の面に關しても非常に安心ですというような、この前参議院でも議論になりましたが、例えば「確かめて 電話機セルスマンの身元の証明」などというパンフレット、これを出しているわけだ。それからまた「アフターサービスは万全です。電電公社の通信機器 保存しですか」とこまごまの担当です。保守も修理も全部やりますよ。ところが、民間会社のものやるときには、民間会社の電話機が設置されたときには、その民間会社で保守も修理もやるんだから、その面におきましてのものは、いろいろと手間がかかったり心配な面がありますよというようなことが書かれています。

この辺は参議院におきましても議論が行われまして、こういったものは行き過ぎのないようにする

るといふ御答弁をいただいておりますので、重ねては申し上げませんが、もうバックが全部で上がっており、しかも国民から考えてみますと、それはやはり電電公社のものを紹介されたならば、一番保守も修理もサービスの面もすべて安心だ、こうとらえるのは当然でございます。

したがいま私は、そこで分野の調整、あるいは今回附帯決議にも出てきておりますけれども、相談窓口ですね。要するに、問題が発生したときに相談窓口をつくる必要があるのだ、こういうことでございますけれども、いわゆる駆け込み寺みたいなものでございましてね。そこで、参議院としての郵政省としての答弁は、これはモラルの問題として対処していく、こう言っておりますけれども、業者にとつては死活の大問題でございます。したがって、行政的な歯止めが欲しいわけでございますから、中小企業を育成、活用する立場からの政府の強い行政指導、これは期待していかねばならないと思ひます。

そこで、こういう相談窓口というものはどの部門のどの課が行うのですか、御答弁ください。

○澤田政府委員 先生御指摘の問題の所在というのは、私どもも十分理解いたしてるところでございます。そして、そういう問題についてのいろいろな御提起、そしてまたそれに対する御相談というようなものを、私どもも十分耳を傾け、またお力添えをできる分野については積極的にやってみようと思ひておるわけでございます。

実は、私どもの電氣通信局の中に電氣通信事業部というのがございまして。電波部と電氣通信事業部と二つの部に分かれておるわけでございまして、電氣通信事業部の方で専らそういう問題についての所管をいたしております。したがいまし、いろいろな課にまたがるようなことがあろうかと思ひますけれども、その部を中心に、御相談をいただければ私どもも積極的に対応してまいりたい、全体として受けとめてこの対応というものについて努力をしてまいりたい、こういうふうにしておるところでございます。

○竹内(勝)委員 時間でございますので、ちょっとまとめて大事な問題だけ申し上げて終わりたいと思ひますが、まず、今も局長からも御答弁が得られました。現在の法体系のもとで中小零細企業であるこの電氣通信端末設備業者、こういったものはもう全国に数多くございます。その中で、いろいろ郵政省の方へも要望が出ておると思ひますけれども、そういったものをここでちょっと確認しておきます。

例えば中小零細企業を育成、活用する方針のもとにおきまして、第一種事業者に対してはその販売する設備の種類及び数量を制限してまいりたい。例えば今までの例でいいますと、PBXに關しては民間が九〇%、公社が一〇%です。ビジネスホンに關しては民間が五〇%、それから公社が五〇%。本電話機、いよいよ開放でございまして、これは今後変わっていくわけでございまして、本電話機に關しては民間がゼロです。そして公社が一〇%、こういうことで成り立つてきておりますけれども、今後これは競争だから、お互いに民間になったんだから、何でも競争していけばいいじゃないかという議論は成り立たないと思ひますので、その辺の要望を踏まえてお願いしたいと思ひます。

そこで、まず要望の中で、第一種事業者はその回線設備使用料収入を端末設備業者と競合する分野に流用はしないほしい。あるいは、第一種事業者が受理した届け出等により得た情報を利用して、自社のために有利な営業活動を行われたんでは、これはもう競争になりません。例えば構内交換設備等自管の届け出というものは全部あるわけでございまして、その届け出のものに従って、例えば今後競争の中でその資料に基づいて販売などをされていくと、これはもう競争にならぬ、こういったことは御承知のとおりでございます。

また、公社が従来、一般民間業者に開放していなかった設備については、第一種事業者以外の民間業者にも開放してほしい、これは宅内設備の

ビル電話設備、PBXのダイヤルイン設備等のそういった要望もございまして。

それから第一種事業者の国内における端末設備の年間総販売量、これは当分の間、国内総需要量の約一〇%、今のPBXの例を私がパーセントを掲げて申し上げましたけれども、そういった要望、一〇%以内にしていただけないかというような要望もございまして、また売り渡し品目については、当分の間、単機能電話機あるいは裝飾電話機、カラー電話機、親子電話機及びホームテレホンに限定するというような非常に切実な要望が、こういった電氣通信端末設備業者からは出ております。

そういったものを踏まえて、ぜひ公正なもので、そしてまた共存共栄と公社としても言っておりますわけでございまして、そういったものを踏まえて、今相談窓口も事業部において行っていくんだという局長の御答弁もございましたが、民間業者におきましては非常にこういった危機感を持っているというところを踏まえて、ひとつ今後の対応に關して局長から御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○澤田政府委員 先生今御指摘の要望等につきましては、私どもの方へも参っておりますが、承知をいたしておるところでございますが、それぞれの対応につきましては、民間との共存共栄というやうなものを基本として、公正な競争というものができるやうな市場というものをまず整備をするということが大事でありまして、その中で民間の事業体も、市場の拡大、そして活性化に大いに努力をしていただくということが必要であると思ひます。

それにつきましても、端末機市場の調和ある発展ということについて新会社の方も、その巨大性というものが今までの巨大独占が独善にならないやうに十分配慮をするという意向表明も先ほどからあるわけでございまして、そういったことを期待しながら、また私どももできるだけやういう方向に向くやうに行政面からいろいろ努力をして

まいりたいと思うところでございます。

○竹内(勝)委員 終わります。

○渡辺委員 次に、永江一仁君。

○永江委員 この電電三法もいよいよ大詰めを迎えたわけでございます。約一年間、私も通信委員といたしまして、これに参加をさせていただきましたけれども、電電民営化につきましては当初、賛否両論あったわけでございますが、最近私もそれぞれ地元の電話局その他を回りまして、民営化ということがかなり職場の隅々まで意識として行き渡ってきいていることを実は、実感として感じてまいりました。

真藤総裁がいみじくも言われておるように、利用者という呼び名からお客さんへというこの意識の変化が、それぞれの職場までかなり浸透してきておるといふことも実際に見てまいりまして、私たち民社党、この法案に修正をとりながら賛成した者といまして、この決断というものは間違っていないかというふうな今理解をしておるわけでございますけれども、その起点に立ちまして最後の質問をさせていただきたいと思ひます。

最後になりましたいろいろな問題になっておりますことは、先ほどもありましたが、民営化に移ることの中での株の売買、このことのクリーンさということが非常に要求されておるわけでございします。

その点、先ほどの御質問と若干重複いたしますが、私の立場から質問したいのでございしますけれども、この株の売買の時期につきましては、六十年は一応無理であろう、六十一年度からというふうな理解をしておりますが、その点、大蔵省はどういう目算であるのか、重ねてお尋ねしておきたいと思ひます。

○日高説明員 前国会におきます当委員会におきまして、竹下大蔵大臣から政府統一見解を申し上げたわけでございますが、そのときに統一見解にございします内容の一部を申し上げますと、「今回の電電公社の民営化は、将来の高度情報社会に向けて、事業の公共性に留意しつつ、民間活力を導

入し、事業経営の一層の活性化を図ることを目的としてゐる。この趣旨から見れば、政府がいままで全株式を保有するのは望ましくないもので、政府としても漸次株式売却を行いたい」ということがポイントになっておるわけでございします。実際に六十年にどうするかという点は、今御質問にもございしましたけれども、資本金等が決まっていなかつたか、会社の経理内容も必ずしもはっきりしていない、そういう難しい問題があるというところは私も十分認識いたしてはおります。

ただ具体的に、それではいつごろかという点については、ちょうど六十年の予算編成が大詰めに来ている、そういう状況でございますので、今の段階で、いつから売り出すのかという点について確たることは申し上げられないわけでございします。いずれにいたしましても、六十年売却、六十年の当初予算に計上する場合にはそういういろいろな問題があるという点は、私も十分認識いたしておるわけでございします。

○永江委員 時期についてはなかなか要領を得ないわけでございしますけれども、時間も二十分しかありませんから、きょう私が一番お尋ねしたいことは、実は株の売却の仕方についてお尋ねしたいのでございします。

従来からも売却益の使い方については、皆さんかなり関心をお持ちであるし、議論が随分あるわけでございしますけれども、一体どのようにしてこれを売却していくのか。いわゆる証券会社に売るとか、いろいろシンジケートを組むとか、あるいは上場するというような方法もあると思うのでございしますけれども、この売却の仕方については大蔵としては現時点ではどのようにお考えになっておるか、まずお尋ねいたします。

○田中説明員 お答え申し上げます。電電株式は国民共有の貴重な財産でございまして、その売却に当たりましては政府といたしましても、厳正かつ公正な方法で行い、いやくもその売却をめぐるように国民に疑惑を抱かせることのないよう慎重に対処してまいりたいと思つてお

ります。

今、先生から御指摘ございましたような競争入札にするとかシンジケート団に組むのかとか、こういうことにつきましては今後、過去の例を参照といたしまして十分慎重に検討してまいりたい、こういうふうな考えております。

○永江委員 最後の最後の段階でございします。これはこの委員会でも、質問したのは、六月なんぞでございます。六月だから、来年の四月以降ということでも、幸か不幸かブーメランのように戻つてきまして、あともう三ヶ月少しで民営化になる。そういうことの中で、公平に、あるいはこの間参議院においても総理みずから、公正かつ民主的に、広く国民が株式を所有できるようにする、これが実は大事なところなんぞでございますね、国民に広く所有できる。

証券取引法を見ますと、上場する場合にいろいろな制約がある、あるいは大蔵大臣が決める。こういうことの中で二百二十条には、「国債証券、地方債証券又は政令で定める有価証券については」といういろいろな規定は適用しない、こうなっておるわけでございします。そうすると、かなり恣意的に大蔵省なり大蔵大臣が今回の電電の株については、この上場の仕方については割合裁量があるといひますか、自由にできるのではないかと思ふわけでございします。これからの問題ということ、あるいは公正かつ公平にやるといふ抽象的なことでなくて、ある程度の概略はそろそろ示していただきたいというふうな思ふのでございしますけれども、いかがでございしますでしょうか。

○田中説明員 お答え申し上げます。資本金そのものがまだ会社法案の成立後でなければ決定されないという事情もございしますもので、具体的な売却方法について申し上げる段階にないことを御理解いただきたいと思います。ございします。ただいままでのいろいろな国会における審議の経過等を踏まえまして、電電株式が特定の個人または法人に集中することのないよう十分慎重に

重に対処してまいりたい、こういうふうな思つております。

○永江委員 ところが、予算決算及び会計令というものがあつたのです。これは実は私も昨日気がついたのでございます。これの中に、先ほどちょっと話が出たように思ふのですが、いろいろな国のものとか証券に対する「随意契約」という項目があつて、こういうものは随意契約ができるということと第五条にずっとあります。

その八に、ちよつと気になるのですが、「国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券に係る取引価格を著しく変動させ、証券市場を混乱させるおそれがある場合において、その売払いをするときは」は随意契約ができる。そしてさらに、その八の二として「こういうことが書いてあるのです。『国の所有に係る有価証券の売払いにつき一般競争に付することとすれば、当該有価証券を発行した法人の経営の安定を阻害するおそれがある場合において、その有価証券を当該法人の株主、役員及び従業員その他当該法人と特別の縁故関係がある者に売り払うとき』に随意契約ができる。」

これは読み方によりますと、法律の用語ですから非常に難しいのでございます。今回の電電の株の売却のやり方につきましても、こゝらあたりを根拠にして、その「当該法人の株主、役員及び従業員その他当該法人と特別の縁故関係がある者に売り払う」ということができるような根拠があるような気がするのでございしますけれども、これは心配要りませんでしょうか。

○田中説明員 お答え申し上げます。これまで国が出資により取得いたしました株式を売り出した事例といたしましては、KDD、国際電信電話株式会社など四社ばかりでございます。今、先生がお読みになりました予決令の臨時と書いてありますが、あの規定にそういうのがございまして、その中で、日航株式をやった場合にはその規定を適用いたしまして随契にしたことがございします。今電電株式についてどうするかと

〔委員長退席、吹田委員長代理着席〕

これは職員からいまして、非常に大変な努力、費用がかかると思うのですが、なぜこういうことをやるのか、私は大変問題があると思つてゐるわけです。

そうすると、私が承知しておりますのは東京の管内ですが、全国的にやろうとしておられるのか、その点をまずお聞きしたい。

○岩下説明員 今回「ありがたうよろしくキャンペーン」というものを、先生御指摘のような形で実施をしております。このねらいは、日ごろとかくお客様との直接の触れ合いが少ない私どもの事業だけに直接、職員がお客様とお会いしてお客様の声も聞く、またそれを通じて職員のサービス精神というものが養つていこう、こういう考え方を常々持つておまして、この考え方を今回、新しく事業が変わつていく、電電だけでなしに日本全体の電気通信サービスが新しく発展していくこの機会をとらえて、こういったキャンペーンをやろうというところがねらいでございます。

〔吹田委員長代理退席、委員長着席〕

それで、この具体的な方法につきましては、各通信局長、あるいは場所によりましては通信部長の地域性を踏まえた判断にゆだねておまして、本社が一元的にはやっております。ただ、そういった冒頭申し上げたような趣旨が浸透できるような方法を全国的にとつておるといふことでございます。

○佐藤（祐）委員 つまり、東京で計画しておられるようなことを全国で実施するといふことでしょか。

○岩下説明員 これを機会にお客様との触れ合いをこれからますます深めていこうといふことは全国的にやっておりますけれども、具体的なやり方、例えば景品を配るとかあるいは抽せんをするとかいうことを一律にやっているものではないでございます。それぞれの地域の実情に応じて具体的な方法は選んでおるといふことでございます。

○佐藤（祐）委員 何かちよつとはつきりしないよ

うですが、じゃ、仮に大阪ではどういう計画になつておりますか。

○岩下説明員 近畿通信局での具体的な方法は現在検討中でございまして、まだ決定を見ていないといふふうに承知をしております。

○佐藤（祐）委員 私、これまで利用者と考えていたのをお客さんとしていろいろあいつしたりとかいふことは、一般的には大変結構だと思ひますが、例えば今度の問題で言いますと、民営化法案には私たちが反対でありますから、それと連動したキャンペーンを肯定する立場にはないわけですが、きょうちよつとお聞きをしたいと思つております。したの、まだ具体化しているのは東京以外に余りないように私どもの方では承知しております。

そうしますと、キャンペーン端末とかホームビデオとかいいますと、これはかなり高額なものなんです。こういうものを特定の——キャンペーン端末は東京でいいますと五十本なんです。それから、パソコンまたはミニコンピュータネットワークというものは二百本というふうなことになるのであります。そうしますと、ごく限られた人だけに過大なサービスが提供される、そしてまた全国的にも恐らく不均等が起きると思ふのです。北海道の果てまでそういうことを徹底してやるかどうかです。

ですから、これを肯定する立場にはないわけですが、参議院でも「公平」といふことは修正がございました。そういう見地から見ると、サービスの不公平が非常に拡大するのじゃないかといふことを感じるわけですが、この点はちよつと郵政大臣にお考えをお聞きしたい。

○左藤國務大臣 電電公社の業務のキャンペーンという問題と、今お話しがございました利用者といふ問題とは、お客様に対しますサービスの公平化といふ問題とは、やはりそこはちよつとやらなければならぬ問題じゃなからうか、私はこのように考えます。

○佐藤（祐）委員 次に、私たちは電電の民営化に伴ひまして通信主権が侵される危険があるといふ

ようにも考えておりますし、軍事利用の問題、このあたりを非常に懸念しておるわけでありまして、そういう関連でお尋ねをしたいわけですが、この数年來、日米間に光ファイバーの海底ケーブルを敷設する、いわゆるTPC3という計画でありまして、これは直接はKDDがAT&Tその他の事業体と会合を重ねて計画策定を進めてきております。一九八八年目途といふふうに聞いておるわけでありまして、問題はこのケーブルのルートであります。

当初KDDは、幾つかの案のうち、日本—ハワイ直結のルート、これが経済性からいいますと通信需要からいっても最も効率的で最善だ、そういう判断に立つておられたと承知しております。が、現在固まつてきつたものによりまして、日本—ハワイの直結ルートではなくて、ハワイからまずと来まして、途中でグアムと日本へ分岐する海分岐案、これがとられたと聞いております。なぜそうなったのか、郵政省としてどう考えておられるかをまずお聞きしたいと思ひます。

○澤田政府委員 第三太平洋横断ケーブル、今、先生がおっしゃいましたTPC3計画でございすけれども、太平洋地域の通信需要の増大に対応しようといふことで、米国のAT&Tそれから我が国のKDD、これを初めとして、東南アジアあるいはヨーロッパ、こういった十二カ国、二十三の事業体が集まりまして、一九八二年からいろいろ検討をしましていつたわけでございます。

このケーブル計画というのは今、先生も御指摘ございましたが、一九八八年の完成を目標にいたしております。まだその詳細は最終的には固まつていないわけでございますけれども、私も当事者の一人としてのKDDから聞いておるところによりますと、ケーブルルートとしましては、各国の通信需要を取りまとめた結果、いろいろ案があつたようでございすけれども、その中で経費面それから各国との接続の容易性、こういったような面からいろいろ検討した結果、ハワイ—日本、ハワイ—グアムを結ぶ光ファイバー

ケーブル、こういったものを途中の海底で分岐をする、こういう水中分岐方式というふうなものが開発されて、こういうことになりますれば非常に経済的であろうといふことで、こういう方式が最も有力な計画として浮かび上がってきたといふことでございす。

したがしまして、この計画が実現しますと、我が国と米国の通信は日本—ハワイケーブルを用い、また日本とフィリピンあるいは米国とフィリピン、シンガポール、こういったものの通信につきましてはグアム—ハワイケーブルを通じて行ふ、こういうふうなことになるだろうといふことでございまして、それぞれのものを引くよりは、一本を引いて途中から分岐をしていくということが非常に経済的であるし、そういった技術が非常に安定的に開発される見通しがついたということからこういう計画が選ばれる、こういうふうになつていふような経緯を聞いておるところでございます。

○佐藤（祐）委員 専ら経済的だといふことの説明がありましたが、私は、非常に重要な、ある意味で決定的な事実が故意に触れられていないといふふうに言わざるを得ないわけです。といひますのも、この間アメリカ国防総省からの強い圧力があつた。グアムを通るようにせよ、非常に強い圧力でありまして、これはもう歴然とした事実であります。KDDが出しております「国際通信に関する諸問題」、こういう雑誌がありますが、こういう中에서도詳しく書かれております。

経過的に若干言いますと、去年の一九八三年八月末から九月の初めにかけましてハワイで開かれた作業部会の最終検討会合というのがあるのであります。この段階では、グアムを経由するルート、これは第二段階だ。KDDとしては一九九六年以降、AT&Tも一九九二年以降、第二段階でそつちは着手するのだといふようなことだったわけなんです。

ところが、その直後の八三年の九月九日、米国防総省がFCC、これはアメリカの連邦通信委

員会でありましたが、そこにたえてコメントを出したわけでありまして、その内容の要旨もこれにも紹介されております。別に「テレコムレポート」も持ってきておりますけれども、こういうことなんでしょう。「ゲーム」は極東戦略上の要であり、「これは皆さん御承知のとおりであります、B52の根拠地であります。最近問題になっております核トマホーク、これを装備可能なB52Gという機種も今は駐在しております。そういう軍事的なかなめである、極東戦略上のかなめである「ゲーム」陸揚のない計画案は受け入れられない」、こう言っているわけですね。

さらに、「米本土とゲームの間の通信をいかなる国も一方的に妨げることのできないよう、ゲームとハワイを直接結ぶことが重要である。」さらに、データ通信にこれを使えるとかいろいろ言っておりますが、最終的に現在検討されている案のうちの一つも案があったわけですが、最後絞られて五つになりました。またさらにATTから日本と米本土、直結のルートというのも加えられたというようなことがありますが、そういうもののうち、ハワイ・ゲーム・日本のルートが今の海分岐、これが最も望ましいということが言われているわけでありまして、こういうことの結果、海分岐になつていったというのが明白な事実だということふうに私は思うわけでありまして。

そうしますと結局、アメリカの軍事的な要請、これにKDDが妥協していったということになると言わざるを得ないわけでありまして、さらにこの点でつけ加えますと、しかも日本・ハワイ直結ならば費用が五億ドル台で済んだわけでありまして、これが海分岐になりますと約二億ドルふえる。当然日本の分担金もふえるわけでありまして。KDDは二五％ないし三〇％の分担というように聞いておりますが、それにしても、日本のお金にしまして百五十億円程度費用がふえるという

ような問題もあります。こういうことも考え合わせますと、これは担当者自身も書いておるわけでありまして、言うならば

ばアメリカの国益が日本の国益を押しつぶした、「米国の国益は、日本の反国益である」というように担当者も書いているような事象であります。私はこういう点、非常に重大な問題だということに思うわけでありまして、大臣の所見をお伺いしたい。

○澤田政府委員 海底ケーブルを敷設するといふのは、先ほど冒頭に申し上げましたように、いろいろの事業体がそれぞれの通信需要といふものを踏まえまして、敷設をしようというところ、いろいろ協議をするわけでありまして、それぞれの国の中でどういふ議論があつたかということ、私どももつまびらかではございませんけれども、基本的には、国際海底ケーブルというものがそれぞれの事業体にとって必要であり、その需要を随う。これは寿命もございまして、それから現在の全体のニーズ、それから将来のニーズといふものを経済比較をしてやる。それと同時に、衛星あるいは海底ケーブルの相互補完的な考え方といふものも出てまいります。大体ファイファイ・ファイファイという比率がよろうというようなことがございまして。

そういつたことをいろいろ考えまして、どの程度のもの敷設するかということもございまして、現在考えられております光海底ケーブルといふものは、従来の銅線のそれに比べますと飛躍的な容量を持つ。経済比較をいたしましてもかなり割安であるということが言えるわけでありまして、そういうことを踏まえまして引かれたものである。ということもございまして、そういうことによつて何か日本の通信主権が侵されるというようなことはなにも私どもは承知をいたしております。

○佐藤(祐)委員 今度の問題でも明らかのように、ATTはアメリカ政府の意向、特に軍事戦略です。そういうものももろに体现して活動している会社であります。今度民営化になりますと、このATTが日本の通信事業に入り込んでくるといふ点で、私は主権の問題として非常に重要だと

思うわけでありまして。私はそういう点で民営化に強く反対であるということも申し上げて、さきにお答えしたできなかったもので、そのことも含めて最後に大臣の所見をお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○左藤国務大臣 通信主権といふものは、日本のものとして日本が十分考えていかなければならぬ問題であるといふことは申すまでもございませう。今いろいろお話がございましたような海底ケーブルの問題とかそういう問題につきましても、経済性とかいろいろ問題で検討されておるわけでありまして、実際に話がまとまる段階におきまして、日本の主権といふものが正しく反映されていくかどうかといふことは、郵政省として判断をしておつていくべきものである、このように考えております。

○渡辺委員 これにて各案に対する質疑は終局をいたしました。

○渡辺委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決をいたします。

まず、日本電信電話株式会社法案について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

次に、電気通信事業法案について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

次に、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は賛成の諸君の起立を求めます。

次に、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。左藤郵政大臣。

○左藤国務大臣 このたびは慎重な御審議をいただきまして、ただいまは日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を御可決いただきましたことに對しまして、厚く御礼を申し上げます。

この委員会の御審議を通じて承りました御意見につきましては、今後、電気通信政策を推進していく上で十分生かしてまいりたい、かように存する次第でございまして、まことにありがとうございます。

〔拍手〕

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

日本電信電話株式会社法案
(小字は参議院修正)

日本電信電話株式会社法
(目的及び事業)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」とい

う。は、国内電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むはか、これに附帯する業務及び郵政大臣の認可を受けて、その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、同項の事業に附帯する業務に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

(責務)

第二条 会社は、前条の事業を営むに当たつては、常に經營が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に關する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に資するよう努めなければならない。

(事務所)

第三条 会社は、本店を東京都に置く。

2 会社は、必要な地に支店又は出張所を置くことができる。

(株式)

第四条 会社の株式は、記名式とし、政府、地方公共団体、日本国民又は日本国法人であつて社員、株主若しくは業務を執行する役員の半数以上、資本若しくは出資の半額以上若しくは議決権の過半数が外国人若しくは外国法人に属さないものに限り、所有することができる。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。転換社債又は新株引受権附社債を発行しようとするときも、同様とする。

(政府保有の株式の処分)

第五条 政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。

(商号の使用制限)

第六条 会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

(社債発行限度の特例)

第七条 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の四倍を超えてはならない。

(一般担保)

第八条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第九条 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(定款の変更等)

第十条 会社の定款の変更、利益の処分、合併及び解散の決議は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の合併の決議（会社と第一種電気通信事業電気通信事業法（昭和五十九年法律第

号）第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。）を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

(事業計画)

第十一条 会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）
第十二条 会社は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の貸借対照表、損益計算書及び營業報告書を郵政大臣に提出しなければならない。

(重要な設備の譲渡等)

第十三条 会社は、電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(監査役及び監査命令等)

第十四条 会社の監査役は、三人以上でなければならない。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、監査役を指名して、特定の事項を監査させ、当該監査の結果を報告させることができる。

3 監査役は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、郵政大臣に意見を提出することができる。

第十五条 会社は、郵政大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 郵政大臣は、この法律を施行するため特に必要があるとき、会社に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告)

第十六条 郵政大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、会社からその業務に關する報告を徴することができる。

（大蔵大臣との協議）
第十七条 郵政大臣は、第四條第三項、第十條第一項（定款の変更の決議に係るもの）については、会社が発行する株式の総数を変更する決議に係るものに限る。）、第十一條又は第十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議し

なければならない。

(罰則)

第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に關してわいろを收受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、七年以下の懲役に処する。

2 会社の取締役、監査役又は職員になろうとする者が、就任後担当すべき職務に關し、請託を受けてわいろを收受し、要求し、又は約束したときは、取締役、監査役又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

3 会社の取締役、監査役又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに關して、わいろを收受し、要求し、又は約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第十九条 前条各項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十条 第十八條各項に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十一条 第十八條の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四條の例に従う。

第二十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社の取締役又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 この法律により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第一條第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第七條ただし書の規定に違反して、社債を

募集したとき。

四 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

六 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十三条 第六条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条及び第十二条の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

(会社の在り方の検討)

第二条 政府は、会社の成立の日から五年以内、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(会社の設立)

第三条 郵政大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 郵政大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 会社の設立に關して発行する株式に関する商法第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

5 会社の設立に關して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項本文の規定

にかかわらず、その発行価額の二分の一を超え額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本電信電話株式会社法」とする。

6 会社の設立に關して発行する株式の総数は、日本電信電話公社（以下「公社」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを公社に割り当てるものとする。

7 前項の規定により割り当てられた株式による公社の設立に關する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

8 公社は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十八條の規定は、適用しない。

9 会社の設立に係る商法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「第七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本電信電話株式会社法附則第三條第六項ノ規定ニ依ル株式ノ割當」とする。

10 第八項の規定により公社が行う出資に係る給付は、附則第十一条の規定の施行の時に行われるものとし、公社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

11 公社は、商法第六十八條第一項の規定にかかわらず、公社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

12 公社が出資によつて取得する公社の株式は、公社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

13 商法第六十七條、第六十八條第二項及び第六十八條第一條の規定は、公社の設立については、適用しない。

(公社の解散等)

第四條 公社は、会社の成立の時に對して解散するものとし、その一切の權利及び義務は、その時において公社が承継する。

2 公社の昭和五十九年四月一日に始まる事業年

度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、日本電信電話公社法第十條第二項第二号及び第五十八條第一項（監事の監査報告書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。

3 第一項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(權利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五條 前條第一項の規定により公社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

2 前項の電信電話債券は、第七條及び第八條の規定の適用については、社債とみなす。

3 前條第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券又は借入金が資金運用部資金による引受け又は貸付けに係るものである場合における当該電信電話債券又は借入金についての資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項の規定の適用については、公社を同項第三号又は第四号に規定する法人とみなす。

4 前條第一項の規定により公社が承継する債務に係る電信電話債券が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金による引受けに係るものである場合における当該電信電話債券についての簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三條第一項の規定の適用については、公社を同項第四号に規定する法人とみなす。

第六條 会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に公社の職員となるものと

する。

2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対しては、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

3 公社は、前項の規定の適用を受けた公社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続き在職期間を公社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(商号についての経過措置)

第七條 第六條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本電信電話株式会社という文字を用いている者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第八條 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」とする。

(公社の設立に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置)

第九條 会社の附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 公社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

3 公社の取得した附則第三條第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十

九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 公社の取得した附則第三条第八項の規定により公社が行う出資に係る土地で公社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第三条第八項の規定により公社が行う株券（有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二號）（第四條第二項に規定する持分を含む。）の出資に係る給付は、同法第一条に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第三条第十一項の規定により公社が受ける設立の登記及び同条第八項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い公社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 公社の成立する日の属する営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本電信電話公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」

と、「のうちに最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は、適用しない。

8 前項に規定するもののほか、公社の設立に伴う公社に対する法人税に関する法令の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）
第十條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、公社の設立及び公社の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（日本電信電話公社法の廃止）
第十一條 次の法律は、廃止する。
一 日本電信電話公社法
二 日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）

（日本電信電話公社法の廃止に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本電信電話公社法（以下「旧法」という。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行の際現に旧法第三条の規定により公社が行つてゐる業務であつて、第一条第一項の国内電気通信事業及びこれに附帯する業務に該当しないものは、同条第二項の規定により公社が認可を受けた業務とみなす。

3 前条の規定の施行の日の前日までの期間に於いて公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

4 附則第六条第一項の規定の適用を受ける者の前条の規定の施行前に旧法第三十三条の規定により受けた懲戒処分及び前条の規定の施行前の事業に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行後に懲戒処分を行うこととなるときは、公社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

5 旧法第六十九条に規定する現金出納職員又は旧法第七十条に規定する総裁により物品の管理をする職員として任命された者の前条の規定の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

6 旧法第七十三条に規定する公社の会計に係る会計検査院の検査については、なお従前の例による。

7 前条の規定の施行前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

8 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前各項に規定するもののほか、日本電信電話公社法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

電気通信事業法案

（小字及び一は參照條修正）

電気通信事業法

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 電気通信事業

第一節 総則（第六条—第八条）

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業（第九条—第二十条）

第二款 第二種電気通信事業（第二十一条—第三十条）

第三款 業務（第三十一条—第四十条）

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条—第四十八条）

第二款 端末設備の接続等（第四十九条—第五十五条）

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関（第五十六条—第六十七條）

第二款 指定認定機関（第六十八條—第七十二条）

第三章 土地の使用（第七十三条—第八十八条）

第四章 雑則（第八十九条—第九十九条）

第五章 罰則（第一百條—第一百四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするることにより、電気通信業務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達を圖ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。

三 電気通信業務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

四 電気通信事業 電気通信業務を他人の需要に応ずるために提供する事業（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送、有線放送電話に關する法律（昭和三十三年法律第百五十二号）第二条第一項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送及び同法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を除く。）をいう。

五 電気通信事業者 電気通信事業を営むこと

について、第九条第一項の許可を受けた者、
第二十二條第一項の規定による届出をした者
及び第二十四條第一項の登録を受けた者をい
う。

六 電気通信業務 電気通信事業者の行う電気
通信業務の提供の業務をいう。

(検閲の禁止)

第三條 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、
検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四條 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘
密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通
信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た
他人の秘密を守らなければならない。その職を
退いた後においても、同様とする。

(電気通信事業に関する条約)

第五條 電気通信事業に關し条約に別段の定めが
あるときは、その規定による。

第二章 電気通信事業

第一節 総則

(事業の種類)

第六條 電気通信事業の種類は、第一種電気通信
事業及び第二種電気通信事業とする。

2 第一種電気通信事業は、電気通信回線設備
(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝
送路設備及びこれと一体として設置される交換
設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同
じ。)を設置して電気通信役務を提供する事業と
する。

3 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業
以外の電気通信事業とする。

(利用の公平)

第七條 電気通信事業者は、電気通信役務の提供
について、不当な差別的取扱いはしてはならな
い。

(重要通信の確保)

第八條 電気通信事業者は、天災、事変その他の
非常事態が発生し、又は発生するおそれがある

ときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信
若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のた
めに必要な事項を内容とする通信を優先的に取
り扱わなければならない。公共の利益のため緊急
に行うことを要するその他の通信であつて郵
政省令で定めるものについても、同様とする。

2 前項の場合において、電気通信事業者は、必
要があるときは、郵政省令で定める基準に従
い、電気通信業務の一部を停止することができ
る。

第二節 事業の許可等

第一款 第一種電気通信事業

(第一種電気通信事業の許可)

第九條 第一種電気通信事業を営もうとする者
は、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令
で定めるところにより、次の事項を記載した申
請書を郵政大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
二 郵政省令で定める区分による電気通信役務
の種類及びその態様
三 業務区域
四 電気通信設備の概要
五 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省
令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第十條 郵政大臣は、前条第一項の許可の申請が
次の各号に適合していると認めるときは、同項
の許可をしなければならない。
一 その事業の提供に係る電気通信役務がその
業務区域における需要に照らし適切なもので
あること。
二 その事業の開始によつて、当該事業を行う
区域又は区間の全部又は一部について電気通
信事業の用に供する電気通信回線設備が著し
く過剰とならないこと。
三 その事業を適確に遂行するに足る経理的
基礎及び技術的能力があること。

四 その事業の計画が確実かつ合理的であるこ
と。
五 その他その事業の開始が電気通信の健全な
発達のために適切であること。

(許可の欠格事由)

第十一條 郵政大臣は、前条の規定にかかわら
ず、次の各号の一に該当する者に対しては、第
九條第一項の許可をしてはならない。

一 この法律又は有線電気通信法(昭和二十八
年法律第九十六号)若しくは電波法(昭和二十
八年法律第三十一号)の規定により罰金以
上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は
その執行を受けることがなくなった日から二
年を経過しない者
二 第十九條第一項の規定により許可の取消し
を受け、その取消しの日から二年を経過しな
い者
三 法人又は団体であつて、その役員のうち
前二号の一に該当する者があるもの
四 日本国籍を有しない人
五 外国政府又はその代表者
六 外国の法人又は団体
七 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者
がその代表者であるもの、これらの者がその
役員の中の三分の一以上を占めるもの又はこれら
の者により直接占められる議決権の割合とこ
れらの者により他の法人若しくは団体を通じ
て間接に占められる議決権の割合として郵政
省令で定める割合とを合計した割合が三分の
一以上であるもの

(事業の開始の義務)

第十二條 第九條第一項の許可を受けた者(以下
「第一種電気通信事業者」という。)は、郵政大臣
が指定する期間内に、その事業を開始しなけれ
ばならない。

2 郵政大臣は、特に必要があると認めるとき
は、電気通信役務の種類若しくは態様又は業務
区域を区分して前項の期間の指定をすることが
できる。

3 郵政大臣は、第一種電気通信事業者から申請
があつた場合において、正当な理由があると認
めるときは、第一項の期間を延長することがで
きる。

4 第一種電気通信事業者は、その事業の開始前
に、第九條第一項の許可に係る電気通信設備
(郵政省令で定めるものを除く。)が第四十一條
第一項の技術基準に適合することについて、郵
政大臣の確認を受けなければならない。

5 第一種電気通信事業者は、その事業(第二項
の規定により電気通信役務の種類若しくは態様
又は業務区域を区分して期間の指定があつた
ときは、その区分に係る事業)を開始したとき
は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なけ
ればならない。

(氏名等の変更)

第十三條 第一種電気通信事業者は、第九條第二
項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞な
く、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信役務の種類等の変更)

第十四條 第一種電気通信事業者は、第九條第二
項第二号から第四号までの事項を変更しよう
とするときは、郵政大臣の許可を受けなければ
ならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更
については、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、前項ただし書の郵
政省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞
なく、その旨を郵政大臣に届け出なければなら
ない。

3 第十條及び第十一條(第二号を除く。)の規定
は、第一項の許可について準用する。

4 第十二條の規定は、第一項の場合(業務区域
の減少の場合を除く。)に準用する。この場合に
おいて、同条第一項及び第四項中「第九條第一
項」とあるのは、「第十四條第一項」と読み替え
るものとする。

(業務の委託)

第十五條 第一種電気通信事業者は、電気通信業

務の一部を委託しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その電気通信役務を効率的に提供するため、に当該委託を必要とする特別の事情があること。

二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(事業の譲渡及び譲受け並びに法人の合併)

第十六条 第一種電気通信事業の全部の譲渡及び譲受けは、郵政大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

2 第一種電気通信事業者たる法人の合併は、郵政大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。ただし、第一種電気通信事業者たる法人と第一種電気通信事業を営まない法人が合併する場合において、第一種電気通信事業者たる法人が存続するときは、この限りでない。

3 第十条及び第十一条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一種電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は第一種電気通信事業者たる法人の合併があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、第一種電気通信事業者の地位を承継する。

(相続)

第十七条 第一種電気通信事業者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてはその協議により当該第一種電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ)が被相続人たる第一種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について郵政大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その

期間の経過した時又はその処分があつた時に、第一種電気通信事業の許可は、その効力を失う。

3 第十条及び第十一条の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十八条 第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の事業の休止の許可は、一年を超える期間についてすることができない。

3 第一種電気通信事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、郵政大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

4 郵政大臣は、第一種電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

(事業の許可の取消)

第十九条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第九条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定により指定した期間(同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内に事業を開始しないとき。

二 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

三 第十一条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

2 郵政大臣は、前項の規定により第九条第一項の許可を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の許可の取消)

第二十條 郵政大臣は、第十四条第一項の規定に

より第九条第二項第二号から第四号までの事項の変更の許可を受けた第一種電気通信事業者が、第十四条第四項において準用する第十二条第一項の規定により指定した期間(第十四条第四項において準用する第十二条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)内にその事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二款 第二種電気通信事業

(第二種電気通信事業の種類)

第二十一条 第二種電気通信事業の種類は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業とする。

2 一般第二種電気通信事業は、特別第二種電気通信事業以外の第二種電気通信事業とする。

3 特別第二種電気通信事業は、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する第二種電気通信事業であつて当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として政令で定める基準を超える規模であるもの及び本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する第二種電気通信事業とする。

(一般第二種電気通信事業の届出)

第二十二条 一般第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

2 前項の届出をした者(以下「一般第二種電気通信事業者」という)は、同項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、第一項第二号の事項を変更しようとするときは、その旨を郵

政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一般第二種電気通信事業の譲渡等)

第二十三条 一般第二種電気通信事業の全部の譲渡があつたとき、又は一般第二種電気通信事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは相続人は、一般第二種電気通信事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により一般第二種電気通信事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 一般第二種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

4 一般第二種電気通信事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(特別第二種電気通信事業の登録)

第二十四条 特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、郵政大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 郵政省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様

三 電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他郵政省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十五条 郵政大臣は、前条第一項の登録の申

請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次の事項を特別第二種電気通信事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 郵政大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十六条 郵政大臣は、第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十八条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

四 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有しない者

2 郵政大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条 第二十四条第一項の登録を受けた者(以下「特別第二種電気通信事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、郵政省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、変更に係る事項を

記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条第三項、第二十五条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「次の事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二十四条第二項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書」とあるのは「変更登録に係る申請書」と読み替へるものとする。

4 特別第二種電気通信事業者は、第二十四条第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、郵政大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第二十八条 郵政大臣は、特別第二種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第二十四条第一項の登録を取り消すことができる。

一 特別第二種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二十四条第一項の登録又は第二十七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二十六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第二十九条 郵政大臣は、次条において準用する第二十三条第三項若しくは第四項の規定による電気通信事業の全部の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該特別第二種電気通信事業者の登録を抹消しなければならない。

(準用)

第三十条 第二十三条の規定は、特別第二種電気通信事業者について準用する。

第三節 業務

(契約約款の認可等)

第三十一条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 第一種電気通信事業者及びその利用者(電気通信事業者との間に電気通信業務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

五 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければならない。電気通信業務を提供してはならない。ただし、次項の規定により電気通信業務の料金を減免する場合、この限りでない。

4 第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める基準に従い、契約約款で定める電気通信業務の

料金を減免することができる。

5 特別第二種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金その他の提供条件(郵政省令で定める事項に係るものを除く。)について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 第三項及び第四項の規定は、特別第二種電気通信事業者による電気通信業務の提供に係る提供条件について準用する。この場合において、第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは、「第五項の規定により届け出た」と読み替へるものとする。

(契約約款の揭示)

第三十二条 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、前条第一項の認可を受けた契約約款(第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件を含む。第百十一条第二号において同じ。)又は前条第五項の規定により届け出た契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように揭示しておかなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項又は第五項の郵政省令で定める事項に係る提供条件について準用する。

(会計の整理)

第三十三条 第一種電気通信事業者は、電気通信業務に関する料金の適正な算定に資するため、郵政省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

(提供義務)

第三十四条 第一種電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における電気通信業務の提供を拒んではならない。

(業務の停止等の報告)

第三十五条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏え

いその他郵政省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、郵政大臣に報告しなければならぬ。

(業務の改善命令)

第三十六条 郵政大臣は、電気通信役務の料金その他の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、第三十一条第一項の認可を受けた契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第一種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第一種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該第一種電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、その業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

第三十七条 郵政大臣は、一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者（以下この条において「第二種電気通信事業者」という。）の業務の方法に關し通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に第二種電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害していると認めるとき、又は第二種電気通信事業者の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする第一種電気通信事業者の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき

は、当該第二種電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(電気通信設備の接続又は共用に関する協定)

第三十八条 第一種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者と電気通信設備の接続又は共用に關する協定を締結しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、当該協定が公共の利益を増進するものであるときは、前項の認可をしなくてもよい。

(電気通信設備の接続又は共用に関する命令)

第三十九条 郵政大臣は、電気通信設備の接続又は共用に關する第一種電気通信事業者間の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合で、当事者から申立てがあつた場合において、当該接続又は共用が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、当該接続又は共用に關し、前条第一項の規定による協定を締結すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続若しくは共用の条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。

3 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請を受け受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

5 第二項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

6 第二項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

8 第二項の裁定についての異議申立てにおいて、当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(外国政府等との協定等の認可)

第四十条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に關する協定又は契約であつて郵政省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、變更し、又は廃止しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）を郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項（特別第二種電気通信事業者に係るものにあつては、第一号から第三号までの事項）が確保されるものとして定めなければならない。

一 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 電気通信設備の品質が適正であるようにすること。

三 通信の秘密が侵されないようにすること。

四 利用者又は他の電気通信事業者の接続すること。

電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。

五 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(技術基準適合命令)

第四十二条 郵政大臣は、事業用電気通信設備が前条第一項の郵政省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

(管理規程)

第四十三条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、郵政省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、郵政大臣に届け出なければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を郵政大臣に届け出なければならない。

(電気通信主任技術者)

第四十四条 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に關する事項を監督させるため、郵政省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

2 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)

第四十五条 電気通信主任技術者資格者証の種類

は、伝送交換技術及び線路技術について郵政省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができ、電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて郵政省令で定める。

3 郵政大臣は、次の各号の一に該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者
二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると郵政大臣が認定した者
4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。

一 一次条の規定により電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5 電気通信主任技術者資格者証の交付に関する手続的事項は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者資格者証の返納)
第四十六条 郵政大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずることができる。

(電気通信主任技術者試験)
第四十七条 電気通信主任技術者試験は、電気通信設備の工事、維持及び運用に必要の専門的知識及び能力について行う。

2 電気通信主任技術者試験は、電気通信主任技術者資格者証の種類ごとに、郵政大臣が行う。

3 電気通信主任技術者試験の試験科目、受験手続その他電気通信主任技術者試験の実施細目は、郵政省令で定める。

(電気通信主任技術者の義務)

第四十八条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

第二款 端末設備の接続等

(端末設備の接続の技術基準)

第四十九条 第一種電気通信事業者は、利用者から端末設備（電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内であるものをいう。以下同じ。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が郵政省令で定める技術基準（当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。次項及び第五十一条において同じ。）に適合しない場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒むことができる。

2 前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
三 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

(端末機器技術基準適合認定)
第五十条 郵政大臣は、申請により、郵政省令で定める種類の端末設備の機器（以下「端末機器」という。）について、前条第一項の郵政省令で定

める技術基準に適合していることの認定（以下「技術基準適合認定」という。）を行う。

2 郵政大臣は、技術基準適合認定をしたときは、郵政省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付するものとする。

3 技術基準適合認定を受けた端末機器以外の端末機器には、前項（第七十二条において準用する場合を含む。）の表示又はこれと粉らわしい表示を付してはならない。

(端末設備の接続の検査)

第五十一条 利用者は、技術基準適合認定を受けた端末機器を接続する場合その他郵政省令で定める場合を除き、端末設備を接続したときは、第一種電気通信事業者の検査を受け、その接続が第四十九条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

2 第一種電気通信事業者は、端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備の接続が第四十九条第一項の技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができる。この場合において、当該利用者は、正当な理由がある場合その他郵政省令で定める場合を除き、その請求を拒んではならない。

3 前二項の検査に従事する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(自営電気通信設備の接続)

第五十二条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業者以外の者からその電気通信設備（端末設備以外のものに限る。以下「自営電気通信設備」という。）をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、その請求を拒むことができる。

一 その自営電気通信設備の接続が、郵政省令

で定める技術基準（当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。）に適合しないとき。

二 その自営電気通信設備を接続することにより当該第一種電気通信事業者の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて当該第一種電気通信事業者が郵政大臣の認定を受けたとき。

2 第四十九条第二項の規定は前項第一号の技術基準について、前条の規定は同項の請求に係る自営電気通信設備の接続の検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第四十九条第一項の技術基準」とあるのは、「第五十二条第一項第一号の技術基準（同号の技術的条件を含む。）」と読み替へるものとする。

(工事担任者による工事の実施及び監督)
第五十三条 利用者は、端末設備又は自営電気通信設備を接続するときは、工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」という。）に、当該工事担任者資格者証の種類に応じ、これに係る工事を行わせ、又は実際に監督させなければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

2 工事担任者は、その工事の実施又は監督の職務を誠実に履行しなければならない。

(工事担任者資格者証)

第五十四条 工事担任者資格者証の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備若しくは自営電気通信設備の接続に係る工事の範囲は、郵政省令で定める。

2 第四十五条第三項から第五項まで及び第四十六条の規定は、工事担任者資格者証について準用する。この場合において、第四十五条第三項第一号中「電気通信主任技術者試験」とあるのは「工事担任者試験」と、同項第三号中「専門的知識及び能力」とあるのは「知識及び技能」と読み替へるものとする。

(工事担任者試験)

第五十五条 工事担任者試験は、端末設備及び自

管電氣通信設備の接続に關して必要な知識及び技能について行ふ。

2 第四十七條第二項及び第三項の規定は、工事担任者試験について準用する。この場合において、同條第二項中「電氣通信主任技術者資格者証」とあるのは、「工事担任者資格者証」と読み替へるものとする。

第五節 指定試験機関及び指定認定機関

第一款 指定試験機関

(指定試験機関の指定等)

第五十六條 郵政大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電氣通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に關する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 郵政大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

(指定試験機関の指定の基準)

第五十七條 郵政大臣は、前條第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他事項についての試験事務の実施に關する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

2 郵政大臣は、前條第二項の申請をした者が次の各号の一に該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律又は有線電氣通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に處せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第六十六條第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第五十九條第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験員)

第五十八條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、電氣通信主任技術者として必要な専門的知識及び能力又は工事担任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、郵政省令で定める要件を備へる者（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

（役員等の選任及び解任）

第五十九條 指定試験機関の役員を選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分又は第六十一條第一項の試験事務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その

役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第六十條 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第六十一條 指定試験機関は、郵政省令で定める試験事務の実施に關する事項について試験事務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵政大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

第六十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第六十三條 指定試験機関は、郵政省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に關する事項で郵政省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第六十四條 郵政大臣は、この法律を施行するた

め必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(業務の休廃止)

第六十五條 指定試験機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第六十六條 郵政大臣は、指定試験機関が第五十七條第二項各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第五十七條第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第五十九條第三項、第六十一條第二項又は第六十四條の規定による命令に違反したとき。

四 第六十一條第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（郵政大臣による試験事務の実施）

第六十七條 郵政大臣は、指定試験機関が第六十五條第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しく

は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五十六条第四項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 郵政大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 郵政大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第六十五条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、郵政省令で定める。

第二款 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第六十八条 郵政大臣は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に技術基準適合認定を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、技術基準適合認定を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の技術基準適合認定を行わないものとする。

(指定認定機関の指定の基準)

第六十九条 郵政大臣は、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定認定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、技術基準適合認定の業務の実施の方法その他の事項についての技術基準適合認定の業務の実施に関する計画が技術基準適合認定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 技術基準適合認定の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつ

て技術基準適合認定の業務が不公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて当該申請に係る区分の技術基準適合認定の業務の適確な実施を阻害することとならないこと。

2 第五十七条第二項の規定は、指定認定機関の指定について準用する。

(指定の公示等)

第七十条 郵政大臣は、指定認定機関の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所、指定に係る区分、技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合認定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第七十一条 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、技術基準適合認定のための審査を行わなければならない。

2 指定認定機関は、技術基準適合認定を行うときは、郵政省令で定める方法に従い、郵政省令で定める要件を備える者（以下「認定員」という。）にその審査を行わせなければならない。

(準用)

第七十二条 第五十条第二項及び第五十九条から第六十七条までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条中「試験員」とあるのは「第七十一条第二項の認定員」と、第五十九条第三項、第六十一条及び第六十六条第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「業務規程」と、第六十条、第六十一条、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第三項並

びに第六十七条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定の業務」と、第六十三条中「試験事務」とあるのは「技術基準適合認定」と、第六十六条第二項第一号中「この款」とあるのは「第七十一条の規定又は第七十二条において準用するこの款」と、同項第二号中「第五十七条第一項各号」とあるのは「第六十九条第一項第一号から第三号まで」と読み替へるものとする。

第三章 土地の使用

(土地等の使用権)

第七十三条 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（以下この章において「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要かつ適当であるときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）に対し、その土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。第三項の存続期間が満了した後において、その期間を延長して使用しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可は、第一種電気通信事業者がその土地等の利用を著しく妨げない限度において使用する場合作ることができる。ただし、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつてはその事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用する場合に限り、建物その他の工作物にあつては線路を支持するために利用する場合に限る。

3 第一項の使用権の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。ただし、同項の協議又は第七十七条第二項若しくは第三項

の裁定においてこれより短い期間を定めたとときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第一項の協議が調つた場合には、第一種電気通信事業者及び土地等の所有者は、郵政省令で定めるところにより、その協議において定めた事項を都道府県知事に届け出るものとする。

6 前項の届出があつたときは、その届け出たところに従い、第一種電気通信事業者がその土地等の使用権を取得し、又は当該使用権の存続期間が延長されるものとする。

(裁定の申請)

第七十四条 前条第一項の規定による協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 第一種電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる。

(裁定)

第七十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写しを当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定の適用については、これらの規

定中「市町村長」とあるのは、特別区のある地にあつては「特別区の区長」と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては「区長」と、全部事務組合のある地にあつては「全部事務組合の管理者」と、役場事務組合のある地にあつては「役場事務組合の管理者」とする。

第七十六條 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができる。

第七十七條 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、速やかに、裁定をしなければならぬ。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、次の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

五 対価の額並びにその支払の時期及び方法

3 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定においては、延長する期間（延長に際し前項第五号に掲げる事項を変更するときは、延長する期間及び当該変更後の同号に掲げる事項）を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項（前項に規定する変更後のものを含む。）については、あらかじめ収用委員会の意見を聴き、これに基づいて裁定しなければならない。この場合において、同号の対価の額の基準は、その使用により通常生ずる損失を償うように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

5 都道府県知事は、第七十四条第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を第一種電気通信事業者及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、第一種電気通信事業者は、その土地等の使用権を取得するものとする。

7 使用権の存続期間を延長すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権の存続期間は、その裁定において定められた期間延長されるものとする。

8 第三十九条六項から第八項までの規定は、第七十四条第一項の裁定について準用する。この場合において、第三十九条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「対価の額」と、同項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

（土地等の一時使用）

第七十八條 第一種電気通信事業者は、次に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができ、ただし、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のために必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特によむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路その他の電気通信設備の設置

三 測線の設置

2 第一種電気通信事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するとき、この限りでない。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならぬ。ただし、あらかじめ通知するこ

とが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号に規定する場合において仮線路又は測線を設置したときは、一年）を超えないこと

6 第一項の規定による一時使用のため他人の土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面（同項ただし書の場合にあつては、その身分を示す証明書）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土地の立入り）

第七十九條 第一種電気通信事業者は、線路に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地に立ち入る場合について準用する。

（通行）

第八十條 第一種電気通信事業者は、線路に関する工事又は線路の維持のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 第五十一條第三項並びに第七十八條第三項及び第四項の規定は、第一種電気通信事業者が前項の規定により他人の土地を通行する場合について準用する。

（植物の伐採）

め、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 第一種電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合においては、伐採又は移植の後、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

（損失補償）

第八十二條 第一種電気通信事業者は、第七十八條第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第七十九條第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第八十條第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したることによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償について、第一種電気通信事業者と損失を受けた者との間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第三十九條第三項から第八項までの規定は、前項の規定について準用する。この場合において、同条第三項中「郵政大臣」とあるのは、都道府県知事と、「答弁書」とあるのは「答弁書（損失を受けた者に通知する場合にあつては、意見書）」と、同条第四項中「郵政大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは「補償金の額」と、同項中「異議申立て」とあ

るのは「審査請求」と読み替えるものとする。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

(線路の移転等)

第八十三条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者は、第一種電気通信事業者、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 第一種電気通信事業者は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、第一種電気通信事業者又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第七十五条、第七十六条並びに第七十七条第一項及び第五項の規定は、前項の裁定について準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。

6 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期（前項の場合にあつては、その時期並びに土地等の使用者が負担すべき費用の額、支払の時期及び支払の方法）を定めなければならない。

7 第四項において準用する第七十七条第五項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、第一種電気通信事業者と土地等の所有者との間に協議が調つたものとみなす。

8 第三十九条第六項から第八項までの規定は、第三項の裁定について準用する。この場合にお

いて、同条第六項及び第八項中「当事者が取得し、又は負担すべき金額」とあるのは、費用の負担の額と、同項中「異議申立て」とあるのは、審査請求」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第八十四条 第一種電気通信事業者は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を第一種電気通信事業の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第八十五条 第一種電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を郵政大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つてゐる者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行つた上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を郵政大臣及び当該第一種電気通信事業者に通知することができる。

3 第一種電気通信事業者は、前項の規定による

通知を受けた場合には、当該事項を変更しなければならない。ただし、当該事項の変更がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の郵政大臣の認可を受けるときは、その事項については、この限りでない。

(水底線路の保護)

第八十六条 郵政大臣は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手続を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一種電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊せ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第二条第二項に規定する海岸管理者以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を

行う場合は、農林水産大臣。次項において同じ。）は、第一種電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があると認めるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

7 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

第八十七条 第一種電気通信事業者は、前条第五項の規定による漁業権の取消し、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九条第六号から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、及び同条第十項中「政府」とあるのは、「第一種電気通信事業者」と読み替へるものとする。

第八十八条 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから千メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、五十メートル以内）又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨の標識を掲げているものから四百メートル以内で郵政省令で定める範囲内（河川については、三十メートル以内）の水面を航行してはならない。

第四章 雑則

（許可等の条件）

第八十九条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、許可若しくは認可の趣旨に照らして、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなけれ

ばならない。

(適用除外等)

第九十条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信事業については、適用しない。
一 専ら一の者（電気通信事業者たる一の者を除く。）に電気通信役務を提供する電気通信事業

二 その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内である電気通信設備その他郵政省令で定める基準に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業

三 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業

2 前項の規定にかかわらず、第三条及び第四条の規定は、同項各号に掲げる電気通信事業を営む者の取扱中に係る通信についても適用する。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第九十一条 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である第一種電気通信事業者は、その株式を取得した第十一条第四号から第六号までに掲げる者又はこれらの者の占める議決権の割合が郵政省令で定める割合以上である法人若しくは団体（次項において「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第七号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の第一種電気通信事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(報告及び検査)

第九十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定認定機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議等)

第九十三条 この法律の規定により、第二種電気通信事業に関し、郵政大臣が郵政省令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は郵政大臣に対し第二種電気通信事業に関する届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における必要な関係行政機関との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(審議会への諮問)

第九十四条 郵政大臣は、次に掲げる処分等をしたようとするときは、政令で定める審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならない。ただし、審議会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 第九条第一項の規定による第一種電気通信事業の許可
二 第十四条第一項の規定による第一種電気通信

信事業者の電気通信役務の種類等の変更の許可
三 第二十一条第三項の規定による政令の制定、変更又は廃止の立案
四 第三十一条第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可
五 第四十一条第一項、第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定による技術基準に係る郵政省令の制定、変更又は廃止

第九十五条 郵政大臣は、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七条、第三十九条第一項、第四十六条（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条第三項（第七十二条において準用する場合を含む。）又は第六十六条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、聴聞を行わなければならない。

(聴聞)

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べべる機会を与えなければならない。

(不服申立ての手続における聴聞)

第九十六条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前条の規定の例により聴聞をした後にしなければならない。

(指定試験機関等の処分についての審査請求)

第九十七条 この法律の規定による指定試験機関又は指定認定機関の処分に対する不服がある者は、郵政大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(手数料)

第九十八条 第十二条第四項の規定による確認を受ける者、電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、技術基準適合認定を受けようとする者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

2 前項の手料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、指定認定機関が行う技術基準適合認定を受けようとする者の納めるものについては当該指定認定機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(経過措置)
第九十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則
第一百条 第九条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業を営んだ者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百一条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十八条第一項の規定に違反して第一種電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
二 第三十四条の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者

第二百二条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業に従事する者が、正当な理由がないのに電

気通信事業者の事業用電気通信設備の維持又は運用の業務の取扱いをせず、電気通信役務の提供に障害を生ぜしめたときも、前項と同様とする。

3 第一項の未遂罪は、罰する。

第三百三条 第二十四条第一項の規定に違反して特別第二種電気通信事業を営んだ者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百四条 電気通信事業者の取扱いに係る通信（第九十条第二項に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三百五条 第六十条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百六条 第六十六条第二項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して第九条第二項第二号から第四号までの事項を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して電気通信業務の一部を委託した者

三 第三十一条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第三十六条第一項若しくは第二項、第三十七、三十九、三十九条第一項又は第四十二条の規定による命令又は処分違反した者

五 第三十八条第一項又は第四十条の規定に違反して協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止した者

六 第四十四条第一項の規定に違反して電気通信主任技術者を選任しなかつた者

第三百八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第一項の規定に違反して一般第二種電気通信事業を営んだ者

二 第二十七條第一項の規定に違反して第二十四條第二項第二号又は第三号の事項を変更した者

三 第三十一条第六項において準用する同条第三項の規定に違反して電気通信役務を提供した者

四 第五十条第三項の規定に違反して技術基準適合認定をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付した者

第三百九条 第九十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした電気通信事業者又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した第一種電気通信事業者若しくは特別第二種電気通信事業者の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三百十條 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき

二 第六十五條第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して試験事務又は技術基準適合認定の業務の全部を廃止したとき

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第三百十一條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第五項（第十四條第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條第三項、第二十三條第二項若しくは第三項（第三十條において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項若しくは第二項又は第四十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二條第一項の規定に違反して契約約款を揭示しなかつた者

三 第三十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第八十六條第四項又は第八十八條の規定に違反した者

第三百十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十條から前条までの違反行為（第九十二條、第九十五條、第九十六條及び第九十條の違反行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三百十三條 第三十三條の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第三百十四條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十三條、第十四條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第四項（第三十條において準用する場合を含む。）又は第二十七條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由がないのに第四十六條（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証を返納しなかつた者

三 第八十六條第三項の規定に違反した者

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（検討）
第二条 政府は、この法律の施行の日から三年以内、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（公衆電気通信法の廃止）
第三条 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）は、廃止する。

（経過措置）
第四条 この法律の施行の際現に解散前の日本電信電話公社（以下「旧公社」という。）が行つている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に日本電信電話株式会社（以下「日本電電」という。）が第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）が行つている公衆電気通信業務に係る事業であつて第一種電気通信事業に該当し、又はこれとみなされるものについては、施行日に第九條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 日本電電及び国際電電は、前二項に規定する事業に関し、郵政省令で定める事項を施行日から一月以内に、郵政大臣に届け出なければならぬ。

第五条 電報の事業（配達業務を含む。次項において同じ。）は、当分の間、第一種電気通信事業とみなし、日本電電及び国際電電のみがこれを行うことができる。この場合において、日本電電及び国際電電が行う電報の取扱いの役務は、電気通信役務とみなし、当該役務の提供の業務は、電気通信業務とみなして、この法律の

規定(罰則を含む。)を適用する。

2 日本電報及び国際電報は、第十五条第一項の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、電報の事業に係る業務の一部を委託することができ。

3 前二項に規定するもののほか、電報の取扱に係る業務又は役務に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 この法律の施行の際現にこの法律による廃止前の公衆電気通信法(以下「旧公衆法」という。)第五十五条の十三第二項の郵政省令で定める場合に該当するものとして一般第二種電気通信事業に相当する事業を営んでいる者は、施行日に第二十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧公衆法第七条から第十条までの規定に基づき旧公社又は国際電報が行っている公衆電気通信業務の一部の委託については、施行日において定められているその期限までの間は、日本電報又は国際電報が第十五条第一項の認可を受け、又は附則第五条第二項の規定に基づいて行っている委託とみなす。

第八条 附則第四条第一項又は第二項の規定により第九条第一項の許可を受けたものとみなされた第一種電気通信事業に係る電気通信役務の提供に關しこの法律の規定により認可を必要とする事項については、日本電報及び国際電報は、施行日から二月以内に、その認可の申請をしなければならぬ。

2 日本電報及び国際電報は、施行日から前項の申請に基づく認可に關する処分があるまでの間は、従前の条件でその電気通信役務を提供することができ。

第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条

第一項及び第二項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「賃権の目的」とあることができない」とあるのは「電話加入権に關する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)に定める場合を除き、賃権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「日本電信電話株式会社において電話に關する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に、日本電報と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして郵政省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定によりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に關して適用されるこれらの規定の例による。

第十条 この法律の施行の際現に国際電報が旧公衆法第八十八条の認可を受けて締結している協定又は契約については、当該協定又は契約に定められている期限までの間は、第四十条の認可を受けて締結しているものとみなす。

第十一条 日本電報又は国際電報についての第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「事業の開始前」とあるのは、「この法律の施行後、遅滞なく」とする。

第十二条 第四十四条第一項の規定は、日本電報又は国際電報については、施行日から六月間は、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現に旧公衆法第十五条の八、第五十五条の十一第三項(旧公衆法第五十五条の十八において準用する場合を含む。)、第五十五条の十三の二第一項、第五十五条の二十一、第五百五条第一項若しくは第八八条の二又は第五十五条の十六若しくは第八八条の規定に基づき、公衆電気通信役務の利用者等が設置し、電気通信回線設備に接続している端末設備又は私設回線設備については、第五十一条第一項前段(第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受け技術基準に適合し

ていると認められた端末設備又は自営電気通信設備とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧公衆法第十五条の十七若しくは第五百五条第七項の規定又は第八八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者である者は、施行日から六月間を限り、従前の資格の範囲内において第五十三条第一項に規定する工事担任者とみなす。次項の規定による届出をした場合において、工事担任者資格者証の交付があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、郵政省令で定めるところにより、同項に規定する期間に郵政大臣に届出をしたときは、第五十四条第二項において準用する第四十五条第三項第三号の認定を受けたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前に旧公社又は国際電報が旧公衆法第一百条第一項の規定により行つた届出は、日本電報又は国際電報が第八十五条第一項の規定により行つた届出とみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に旧公衆法第一百条第一項の規定により指定されている区域については、第八十六条第一項の規定による保護区域の指定があつたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前に、旧公衆法又はこれに基づく命令により旧公社若しくは国際電報に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定により、日本電報若しくは国際電報に対して行い、又はこれらの者が行つた処分、手続その他の行為とみなす。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の旧公社又は国際電報の取扱に係る通信の秘密に關しては、旧公衆法第一百二十二条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「公衆電気通信業務に従事する者」とあるのは、「電気通信事業法の施行の際公衆電気通信業務に従事していた者で同法の施行後引き続き電気通信事業に従事するもの」とする。

第十九条 第十一條第一号及び第三号、第二十六條第一項第一号及び第三号並びに第五十七條第二項第二号及び第四号イ(第六十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この法律の施行前に旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられ、若しくはこの法律の施行後に前条の規定によりなおその例によることとされ、若しくはなおその効力を有することとされる旧公衆法の規定により罰金以上の刑に処せられた者(その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者に限る。)又はこれらの者をその役員に含む法人若しくは団体は、これらの規定に該当する者とみなす。

(政令への委任)
第二十条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(小字及び一は参議院修正)
日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
法律
(電話設備費負担臨時措置法及び電信電話債券に係る需給調整資金の設置に關する臨時措置法の廃止)

第一条 次の法律は、廃止する。
一 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)
二 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に關する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七号)
(会計検査院法の一部改正)

第二条 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第六号中、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第七十條第二項を」と及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十八條の二第二項に改める。

第二十三條第一項第二号中、「日本国有鉄道及び日本電信電話公社以外のものが国又は公社（日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。）を」と及び日本国有鉄道以外のものが国又は日本国有鉄道に改め、同項第三号及び第五号から第七号までの規定中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十九條第六号中、「日本国有鉄道法第四十八條の二第二項及び日本電信電話公社法第七十條第二項を」と及び日本国有鉄道法第四十八條の二第二項に改める。

第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第三十七條第二項中「公社」を「日本国有鉄道」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社（昭和五十九年法律第号）附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「公共企業体又はを公共企業体、日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第号）附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社又はは」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第五条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は日本電信電話公社及びこれらの法人の」を削る。

（国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社（昭和五十九年法律第号）附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 削除

（北海道開発法の一部改正）

第八条 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第九条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（電気通信設備）に改め、同条第一項中「公共電気通信設備」を「電気通信設備」に改め、同条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備

（第三条第三項第三号）を「第三条第四項第三号」に改める。

（第三条第三項第三号）を「第三条第四項第三号」に改める。

（国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正）

第十条 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

（第四条の見出し中「日本国有鉄道等」を「日本国有鉄道」に改め、同条第二項を削る。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）

第十一条 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「日本電信電話公社その他の」を削る。

（災害対策基本法の一部改正）

第十二條 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

第五十七條中「公共電気通信設備」を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十九條中「公共電気通信設備」を「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

（工場抵当法の一部改正）

第十三條 工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「又ハ」を「若ハ」に改め、「供給の下に」又ハ電気通信設備ノ提供を加える。

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十四條中、「日本電信電話公社法施行法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第八條第二項」及び「日本電信電話公社」を削る。

第十五條中、「日本電信電話公社」を削る。

（會計法の一部改正）

第十五條 會計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の十二中「公共電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

（財政法第三條の特例に関する法律の一部改正）

第十六條 財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「電信、電話」を削る。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十七條 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

（国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部改正）

第十八條 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五條中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

（政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正）

第十九條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條中、「日本電信電話公社」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第二十條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」を削る。

る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「公社等」を「日本国有鉄道」に改め、同条中「及び日本電信電話公社(以下「公社等」という。)」を削り、「当該公社等の負担をその負担に」、「当該公社等の予算」を「日本国有鉄道の予算」に改める。

第三条中「公社等」を「日本国有鉄道」に、「補てん」を「補てん」に改める。

(資産再評価法の一部改正)

第二十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第四号を次のように改める。

四 削除

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十三條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本電信電話公社」を削る。

第十條第一項中「日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改め、「及び日本電信電話公社」を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四條 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二條第二項第四号を次のように改める。

四 削除

(鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の一部改正)

第二十五條 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和二十八年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び電信電話債券」を削る。

本則中「及び日本電信電話公社及び「及び電信電話債券」を削り、「並びにこれらの者が」を「及びその」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 日本たばこ産業共済組合に係る特例(第百十一條の二第百十一條の十)」を「第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例(第百十一條の二第百十一條の十)」に改める。

第二條第一項第一号中「若しくは第三十一條第一項又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第百五十号)第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項」を「又は第三十一條第一項」に改め、同項第七号中ロを削り、ハをロとし、同号に次のように加える。

ハ 日本電信電話株式会社

第八條第一項中「及び日本電信電話公社の總裁」を削り、「日本たばこ産業株式会社が」「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社それぞれ」に改める。

第十二條の見出し中「若しくは日本電信電話公社」を削り、同条第三項中「又は日本電信電話公社の總裁及び「又は郵政大臣」を削り、「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「日本国有鉄道」に改める。

第九十九條第一項第二号及び同条第二項第二号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、同条第三項中「日

本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改め、「(以下「日本たばこ産業共済組合」という。)」の下に「及び日本電信電話株式会社」に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話共済組合」という。))を加え、同条第四項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九條の章名を次のように改める。

第九章 日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合に係る特例

第百十一條の二の見出し及び同条第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の三第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「定款」を「それぞれ定款」に改め、同条第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の四中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の五第一項中「日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。))」を「日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社(以下「会社」と総称する。))とそれぞれに、「日本たばこ産業共済組合の運営規則で定める者は、当該組合」を「日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合の運営規則で定める者は、それぞれ」に改める。

第百十一條の六中「会社」を「指定に係るそれぞれの会社」に改める。

第百十一條の七第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加え、「当該組合」を「それぞれの組合」に改め、同条第四項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十一條の八から第百十一條の十までの規定中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

第百十二條第二項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

第百十六條第五項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 日本電信電話株式会社 郵政大臣

第百十六條第六項中「厚生大臣」の下に「日本電信電話株式会社に係る指定にあつては、厚生大臣及び郵政大臣」を加える。

第百二十三條ただし書中「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本電信電話共済組合」を加える。

附則第十三條の十一の見出し中「国鉄共済組合等」を「国鉄共済組合」に改め、同条第一項中「又は日本電信電話公社に所属する職員をもつて組織する組合(以下「日本電信電話公社共済組合」という。))」を削り、同条第二項中「又は日本電信電話公社共済組合」を削り、同条第三項中「日本電信電話公社並びに」及び「及び日本電信電話公社共済組合」を削る。

附則第十四條の十第一項中「日本たばこ産業共済組合」の下に「及び日本電信電話共済組合」を加える。

附則第二十條の二第一項及び第二項中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

附則第二十條の三「当該組合」を「日本電信電話共済組合並びにこれらの組合」に改める。

(接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正)

第二十七條 接収貴金属等の処理に関する法律(昭和三十四年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「日本電信電話公社」を削る。

(所得税法の一部改正)

第二十八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本電信電話公社の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第三十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七号の次に次のように加える。

四十七の二 電気通信事業の許可又は登録

(一) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第九条第二項(第一種電気通信事業の許可)の第一種電気通信事業の許可

(二) 電気通信事業法第二十四条第一項(特別第二種電気通信事業の登録)の特別第二種電気通信事業の登録

許可件数	登録件数
一件につき十五万円	一件につき十五万円

別表第一第四十八号中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

別表第二日本電信電話公社の項を削る。

(航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十二条 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の規定に基づき」を削る。

(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条、第八十八条及び第九十条中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

に改める。

(災害救助法の一部改正)

第三十四条 災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条中「公衆電気通信設備」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第九号)第二十五条に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に、「第三条第三項第三号」を「第三条第四項第三号」に改める。

(医療法の一部改正)

第三十五条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第五項中、「日本電信電話公社」を削る。

(日本赤十字社法の一部改正)

第三十六条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「日本電信電話公社、国際電信電話株式会社」を「電気通信事業者」に、「且つ」を「かつ」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三十七条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第三号上欄中「又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十五号)第二十八条第一項」を削り、同号下欄中「当該職員に所属する公共企業体(日本国有鉄道又は日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第十八条第三項第四号中「公共企業体の総裁」を「日本国有鉄道の総裁」に、「当該公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

第二十条第一項第六号中「第二十条第一項第七号ハ」を「第二十条第一項第七号ロ及びハ」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第三十八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十一条 農林中央金庫ハ当分ノ間第十六条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(漁港法の一部改正)

第三十九条 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項中、「日本電信電話公社」を削る。

(海岸法の一部改正)

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中、「日本電信電話公社」を削る。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四十一条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条 商工組合中央金庫ハ当分ノ間第三

十条ノ規定ニ拘ラズ日本電信電話株式会社ヨリ預金ノ受入ヲ為シ又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ日本電信電話株式会社ノ業務ノ一部ヲ代理スルコトヲ得

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第四十二条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)」を「日本国有鉄道」に改める。

第四条第二項中「公共企業体」を「日本国有鉄道」に改める。

(港灣法の一部改正)

第四十三条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中、「日本電信電話公社」を削る。

(気象業務法の一部改正)

第四十四条 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便法の一部改正)

第四十五条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(郵便為替法の一部改正)

第四十六条 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条、第十八条第一項及び第三十七條の三中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改める。

(電波法の一部改正)

第四十七条 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第五條第二項第六号中の「開設するもの」の下に「（電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第二條第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするものを除く。）を加える。

第十六條の二を次のように改める。

第十六條の二 免許人は、電気通信事業法第二條第一項に規定する第一種電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受けようとするときは、郵政大臣の許可を受けて、無線局の目的を変更することができる。

第五十條第一項の表中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

第五十九條中「定が」を「定めが」に、「除く外」を「除くほか」に、「公衆電気通信法第五條第一項」を「電気通信事業法第四條第一項又は第九十條第二項に改め、以下を削る。

第六十三條第一項中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八十二條第一項中「第四條第一項但書」を「第四條ただし書」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第九十九條の二中「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第九十九條の三第三項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「その他の電気通信事業者を」を「その他電気通信の事業を営む者を」に、「職権若しくは」を「職権又は」に、「この条中」を「この条において」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第四條第一項第一号及び第二号」を「第四條第一号及び第二号」に改める。

第二百二條の二第二項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同条第二項中「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改め、同条第三項中「備えつけ」を「備え付け」に、「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第二百二條の六中「公衆通信障害防止区域」を「電気通信業務障害防止区域」に改める。

第一類第十一号 通信委員會議録第一号 昭和五十九年十二月十九日

「電気通信業務障害防止区域」に、「行ない」を「行ない」に、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に、「このつたを」を「調つた」に改める。

第三百三條の二第二項第二号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改め、同項第三号中「公衆通信」を「前号に掲げるもの」に改める。

第四百四條の四「地方電波監理局長」を「地方電気通信監理局長」に改める。

第八十八條の二第二項第一号中「公衆通信業務」を「電気通信業務」に改める。

附則第十三項の前の見出しを削り、同項を次のように改め、附則第十四項を削る。

（電報の事業に関する経過措置）

13 電気通信事業法附則第五條第一項の規定により電報の事業が第一種電気通信事業とみなされる間は、第五條第二項第六号、第十六條の二、第五十條第一項、第六十三條第一項、第二百二條の二第二項第一号、第二百三條の二第二項第二号及び第八十八條の二第二項に規定する電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正）

第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律（昭和二十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「公衆電気通信法」を「電気通信事業法」に改める。

第一條中「電信及び電話」を「電気通信業務」に改める。

に、「公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十

七号）を「電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）に改める。

第三條中「電信及び電話」を「電気通信業務」に改める。

（国際電信電話株式会社法の一部改正）

第四十九條 国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「国際公衆電気通信事業」を「国際電気通信事業」に改める。

第二條中「国際公衆電気通信事業を営む外」を「前條の事業を営むほか、これに附帯する業務及び、これを「国際電気通信事業」を営むほか」に改める。

（附帯する業務その他前條を「その他会社」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同條の事業に附帯する業務に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

第四條第二項に後段として次のように加える。

轉換社債又は新株引受權附社債を発行しようとするときも、同様とする。

第八條を次のように改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十一條中「利益金」を「利益」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の合併の決議（会社と第一種電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第六條第二項に規定する第一種電気通信事業をいう。）を営まない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）についての郵政大臣の認可は、同法第十六條第二項の規定の適用については、同項の認可とみなす。

第十四條中「第十條」を削り、「利益金」を「利益」に改める。

第十六條中「左の」を「次の」に、「十萬元」を「百萬元」に改め、同條第三号中「第六條但書」を「第六條ただし書」に改める。

第十七條第一項中「五萬元」を「二十萬元」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第五十條 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「日本電信電話公社（以下「公社」という。）又は国際電信電話株式会社（以下「会社」という。）を「第一種電気通信事業者」に改め、同項第二号中「以下（構内等設備）」というのを「第二項各号に掲げるもの（同項の郵政省令で定めるものを除く。）を「除く」に改め、同項第三号中「設置するもの」の下に「（第二項各号に掲げるもの（同項の郵政省令で定めるものを除く。）を除く。）を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「もの外」を「もののほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項各号の事項を」を「第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（郵政省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他郵政省令で定める事項を併せて届け出なければならない。

一 二人以上の者が共同して設置するもの

二 他人（第一種電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの

三 他人の通信の用に供されるもの

第四條から第七條までを削る。

第八條中「公社又は会社でなければ」を「第一

三

三

三

三

三

三

三

種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、「但し」を「ただし」に改め、同条を第四条とする。

第九条から第十条までを削る。

第十一条第二項中「政令は、左に掲げるところによらなければ」を「技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない」に改め、同条を第五条とする。

第十二条第二項中「証券」を「証明書」に、「提示」を「提示」に改め、同条を第六条とする。

第十三条の見出しを「設備の改善等の措置」に改め、同条中「第十一条」を「第五条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 郵政大臣は、第三条第二項に規定する有線電気通信設備（同項の郵政省令で定めるものを除く）を設置した者に対しては、前項の規定によるほか、その設備につき通信の秘密の確保に支障があると認めるとき、その他その設備の運用が適切でないため他人の利益を阻害すると認めるときは、その支障の除去その他当該他人の利益の確保のために必要な限度において、その設備の改善その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

第十四条を削り、第十五条を第八条とする。

第十六条中「公衆電気通信法第五条第一項を「電気通信事業法第四条第一項又は第九十条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第十七条の見出しを「異議申立ての手続における聴聞」に改め、同条第一項中「第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による郵政大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者」に改め、同条第三項中「処分に係る者」を「異議申立てをした者」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「第十一条から第十三条まで」を「第五条、第六条、第七條第一項」に、「第十二

条第一項、第十三条」を「第六条第一項、第七條第一項に、「あつては、」を「あつては」に改め、同条を第十一条とする。

第二十条中「第十七条」を「第十条」に、「第二十六條」を「第十八條」に改め、同条を第十二条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「五十万円を「百万円」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「罰則」を付する。

第二十二條を削る。

第二十三条第一項中「第十六條」を「第九條」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「三十万円」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条中「第二十一条及び前條」を「第二條」に改め、同条を第十五条とする。

第二十五条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「又は第八條」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第十三條」を「第七條第一項」に、「第十九條」を「第一一條」に、「第十五條第一項」を「第八條第一項」に改め、同条を第二号とし、同条を第十六条とする。

第二十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第二項、第六條第二項又は第七條第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号を次のように改め、同条第三号を削り、同条を第十七条とする。

二 第六條第一項（第一一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十七條中「第二十二條及び」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第十八条とする。

（有線放送電話に関する法律の一部改正）
第五十一條 有線放送電話に関する法律（昭和三十

十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域を「有してゐる地域（一の市町村の区域及び当該一の市町村に隣接する市町村の区域内に含まれる地域に限る。）」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第三号とし、同条第六号を同条第四号とする。

第十六條中「前二條」を「前三條」に改め、同条を第十九条とする。

第十五條中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第一一條」を「第十三條」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第七條又は第九條第二項」を「第八條又は第十一條第二項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第一号として次の一号を加え、同条を第十八条とする。

一 第七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四條の前の見出し及び同条を削り、第十三條を第十五條とし、同条の次に次の見出し及び二條を加える。

（罰則）
第十六條 第三條の規定に違反して有線放送電話業務を行つた者及び第十條の規定に違反して線路を設置した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十七條 第九條の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二條中「第十條第一項から第三項まで」を「第九條及び第十二條第一項から第四項まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一條を第十三條とする。

第十條第二項中「第六條第二項」を「第五條第二項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3 郵政大臣は、第六條第一項の許可を受けた有線放送電話業者が正当な理由がないのに、六月以内にその接続により行うべき業務を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

第九條を第十一條とし、第八條中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条を第十條とする。

第七條中「有線放送電話業務」の下に「（前條の接続する場合にあつては、当該接続に係る業務を含む。次条において同じ。）」を加え、同条を第八條とし、同条の次に次の一項を加える。

（改善命令）
第九條 郵政大臣は、前條の規定により届け出た契約約款に定める有線放送電話業務の提供条件が利用者の利益を阻害していると認めるときは、有線放送電話業者に対し、当該契約約款の変更を命ずることができる。

第五條を削り、第六條第一項中「有線放送電話業者」を「第三條の許可を受けた者（以下「有線放送電話業者」という。）」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の見出し及び二條を加える。

（他の有線放送電話業者等との接続）
第六條 有線放送電話業者が他の有線放送電話業者と有線放送電話業務の用に供する設備を相互に接続しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

2 郵政大臣は、当該接続に係る各有線放送電話業者の業務区域のすべてが第四條第一号に規定する地域に含まれる場合でなければ、前項の許可をしてはならない。

第七條 有線放送電話業者は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第 号）第五十二條第一項の規定により、その業務の用に供する有線電気通信設備を同法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者の電気通信回線設備に接続しようとするときは、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（有線放送電話に関する法律の一部改正）
第五十一條 有線放送電話に関する法律（昭和三十

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正)
第五十二条 電話加入権質に関する臨時特例法
(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次の
ように改正する。

第一条を次のように改める。

(質権の設定)

第一条 電話加入権(電気通信事業法(昭和五十
九年法律第 号)以下「事業法」という。)
附則第九条第一項又は第二項に規定する権利
をいう。以下同じ。を有する者は、同条第一
項の規定により事業法附則第三条の規定によ
る廃止前の公衆電気通信法第三十八条から第
三十八条の三までの規定がなおその効力を有
する間は、この法律の定めるところにより、
その電話加入権に質権を設定することができ
る。

第五条第一項中「電話取扱局」の下に「(日本電
信電話株式会社(以下「会社」という。))において
電話に関する現業事務を取り扱う事業所をい
う。以下同じ。」を加え、「日本電信電話公社
(以下「公社」という。)」を「会社」に改める。

第六条第一項中「加入電話の加入」を「電話加
入権に係る契約」に改め、同条第二項中「公衆電
気通信法」を「事業法附則第九条の規定により、
なおその効力を有することとされ、又はその例
によることとされる事業法附則第三条の規定に
よる廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法
律第九十七号。次項において「旧公衆法」とい
う。に、「差押」を「差押え」に、「仮差押」を「仮
差押え」に改め、同条第三項中「公衆電気通信
法」を「旧公衆法」に改め、同項第一号中「差押
え」を「差押え」に改める。

第七条第一項中「公社」を「会社」に改める。

第八条の見出し中「公社」を「会社」に改め、同
条中「加入電話の加入者」を「電話加入権を有す
る者」に、「公社」を「会社」に、「加入電話加入契
約の解除又は」を「電話加入権に係る契約の解
除、」に、「加入電話の種類の変更の請求若し
くは郵政省令で定めるその他の請求」を「又は郵

政省令で定める契約の内容の変更の請求」に改
める。

第九条の見出し中「公社の行う処分」を「会社」
に改め、同条中「公社」を「会社」に、「加入電話
について、公衆電気通信法第四十二条の規定に
より加入電話加入契約」を「電話加入権に係る契
約」に、「加入電話の種類の変更又は郵政省令で
定めるその他の処分をしたときは」を「当該契約
の内容で郵政省令で定めるものを変更したとき
は」に改める。

第十条第一項中「申立」を「申立て」に、「公社」
を「会社」に、「加入電話による通話」を「電話加
入権に係る契約による電気通信役務の提供」に
改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「公社」を「会社」に、「加入
電話について、公衆電気通信法第四十二条の規
定による加入電話加入契約」を「電話加入権に係
る契約」に、「加入電話加入者」を「電話加入権を
有していた者」に改める。

第十三条中「公社」を「会社」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第五十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律
第二百四十四号)の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項第二号中「日本電信電話公社」を
「日本電信電話株式会社」に改める。

第四条第四十二号及び第四十三号中「日本電
信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に改め、
同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十七の二 電気通信事業に関する許可、認
可及び登録に関すること。

四十七の三 電気通信事業に関する料金その
他の提供条件に関すること。

四十七の四 電気通信事業の発達、改善及び
調整に関すること。

第五条中第三十二号の二を削り、第二十二号
の三を第二十二号の二とし、第二十二号の四を
第二十二号の三とし、同号の次に次の一号を加
える。

二十二の四 法令の定めるところに従い、電
気通信事業に関し、許可し、認可し、登録
し、又は必要な処分をすること。

第六条第一項中「地方電波監理局」を「地方電
気通信監理局」に改め、同条第五項中「地方電波
監理局」を「地方電気通信監理局」に、「第四十八
号、第四十九号」を「第四十七号の二から第四十
九号まで」に改め、同条第六項中「第四十八号、
第四十九号」を「第四十七号の二から第四十九号
まで」に改める。

第七条中「地方電波監理局」を「地方電気通信
監理局」に改める。

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律
第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「電信又は電話」を
「又は電気通信」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を
附則第二条とし、附則第三項を削り、附則に次
の二条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に關する事件で
あつて、争議行為により当該業務が停止され
るときは国民経済又は公衆の日常生活に相当
程度の障害を及ぼすおそれがあると認められ
るものについて、労働大臣が当該事件がこれ
に該当すると認定した旨及び当該認定をした
理由を明らかにして第十八条第五号の規定に
より中央労働委員会に対して調停の請求をし
たときは、当該調停に關しては、当分の間、
第三章に定めるもののほか、次項から第四項
までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に關し、適
当と認めるときは、随時、当該事件の実情及
び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停について
は、第三十五条の四に定める場合を除き、他
の公益事業に關する事件に優先してこれを処
理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、
その旨公表するものとし、その公表があつた
ときは、関係当事者は、当該公表の日から中
央労働委員会が当該調停を終了した旨を公表
する日までの間(その期間が十五日間を超え
るときは、十五日間)は、争議行為をしては
ならない。

5 第一項の調停以外の調停で同項に規定する
事件に係るものうち中央労働委員会に係属
している調停について、労働大臣が、あらか
じめ中央労働委員会の意見を聴いた上、当該
事件が同項に規定する事件に該当すると認定
した旨及び当該認定をした理由を明らかにし
て中央労働委員会に通知したときは、当該調
停については、当該通知があつた日に同項の
調停の請求があつたものとみなして、前各項
の規定を適用する。この場合において、前項
中「第一項の請求」とあるのは、「次項の通知」
とする。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三
年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案し
て、同条の規定について見直しを行うものと
する。

(労働基準法の一部改正)

第五十五条 労働基準法(昭和二十二年法律第四
十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第十一号中「電信又は電話」を「又は
電気通信」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二
年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)

第五十五条の二 国家公務員等共済組合法(昭
和三十三年法律第百二十八号)第百九条に
規定する船員組合員のうち日本電信電話共済
組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭
和三十四年法律第七十三号)第十七条の規定に
かわらず、同条の規定による船員保険の被
保険者でないものとみなして、この法律の規

定を適用する。

(公共企業体等労働関係法の一部改正)

第五十七條 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「左に掲げるものを」を「次に掲げる公共企業体及び国の経営する企業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 日本国有鉄道

第二條第二項第二号中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「日本電信電話公社」を「日本電信電話株式会社」に、「買上」を「買上げ」に、「受入払渡」を「受入れ払渡し」に改め、同号ニ中「章はい」を「章は」に改める。

第三十九條中「日本電信電話公社及び」を削る。

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第五十八條 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「及び日本電信電話公社」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十九條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(船員組合員に係る特例)

第七條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律の一部改正

第六十條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十一條 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び附則第三條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第六十二條 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百九條に規定する船員組合員のうち日本電信電話共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

(國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第六十三條 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第六十四條 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「並びに日本国有鉄道及び日本電信電話公社」を「及び日本国有鉄道」に改める。

(水防法の一部改正)

第六十五條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「公衆通信施設」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第六十六條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の二を次のように改める。

第十五號 電気通信事業者(昭和五十九年法律第 号)第十二條第一項に規定する

第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができものを除く。)

第十七條第一項第三号ハを次のように改める。

ハ 電気通信事業法第十二條第一項に規定する第一種電気通信事業者(その業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。)がその事業の用に供する施設に関する事業

(道路法の一部改正)

第三十五條中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

第三十六條第一項中「又は電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)を、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)又は電気通信事業法(昭和五十九年法律第 号)に、」を「に基づき、」に、「電柱又は電線」を「又は電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。)」に、「但し」を「ただし」に改める。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第六十八條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本電信電話公社」を削る。

(都市公園法の一部改正)

第六十九條 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九條中「若しくは日本電信電話公社」を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第七十條 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「公衆電気通信役務」を「電気通信役務」に改める。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第七十一條 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(建設省設置法の一部改正)

第七十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十八号中、「日本電信電話公社」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第七十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十六号第七項中「地方電波監理局」を「地方電気通信監理局」に改める。

第二百三十四号の三中「公衆電気通信の役務」を「電気通信役務」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第七十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三百六条の二第二項第二号中「日本電信電話公社の経営委員会の委員、役員若しくは職員」を削る。

第四百五十五条第一項中「日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社」を若しくは日本国有鉄道に改める。

第六百六十六号第一号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に改める。

第九百九十九号第一項中「公共企業体(日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下「日本国有鉄道」に改める。

第二百一十一号の十三第三号中「日本国有鉄道又は日本電信電話公社」を「又は日本国有鉄道」に、「もつぱら」を「専ら」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本電信電話公社」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧電話設備費負担臨時措置法における職災電話に係る支払)

第二条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。は、第一条の規定による廃止前の電話設備費負担臨時措置法(以下この項において「旧負担法」という。第三條第一項の規定により、日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第百号)附則第四條第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧公社」という。が復旧工事を行った加入電話につきその加入者が旧負担法第三條第一項又は旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の三第一項の規定による支払をした額の合計額(旧公社が旧負担法第四條の五第一項において準用する旧負担法第四條の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の合計額から旧公社の支払の額の合計額を控除した額)を、この法律の施行の際現にその加入電話に係る権利を有する者(この法律の施行後にその権利の移転があつたときは、その者とす。以下この条において「権利者」という。の請求により支払うものとする。

2 会社は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。から六月以内に少なくとも三回の公告をもつて、権利者に対し、最後の公告の日から一年以内にその請求の申出をすべき旨を催告しなければならない。

3 会社は、知れている権利者には、各別にその請求を催告しなければならない。

4 第一項に規定する請求は、第二項の申出をすべき期間を経過したときは、することができない。

(会計検査院法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の会計検査院法第二十三條第一項各号の会計経理で旧公社に係るものの会計検査院の検査については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前の事実に基づく旧公社の職員に係る第二条の規定による改正前の会計検査院法第三十一條の規定による懲戒処分等の要求、同法第三十三條の規定による犯罪の通告、同法第三十五條の規定による会計経理の取扱いに関する審査及び判定並びに同法第三十七條第二項の規定による会計検査院の意見の表示については、なお従前の例による。

3 旧公社の職員の日本電信電話株式会社法附則第十二條第五項に規定する弁償責任の検定に関する検査官会議の議決事項及び検査報告の掲記事項については、なお従前の例による。

(国家公務員等退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(以下この条において「新退職手当法」という。第二條第二項に規定する職員として在職する者で旧公社の職員として在職期間を有するもの新退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の旧公社の職員として在職期間を新退職手当法第二條第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

たことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行前に旧公社を退職した職員及び施行日の前日に旧公社の職員として在職し、引き続き旧公社の職員となつた者であつて施行日から雇用保険法による失業給付の受給資格を取得するまでの間に会社を退職したものに對する国家公務員等退職手当法第十條の規定による退職手当の支給については、なお従前の例による。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前にした旧公社の契約については、第十九條の規定による改正前の政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 附則第四條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる国家公務員等退職手当法第十條の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付については、会社がなお従前の例により行うものとし、この場合において一般会計の受入金の過不足額の調整については、なお従前の例による。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第八條 第二十三條の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（以下この条において「改正前の予算職員責任法」という。）第九條第一項に規定する旧公社の予算執行職員はこの法律の施行前にした行為については、改正前の予算職員責任法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 第二十六條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前の共済法」という。）第三條第一項の規定により設けられた共済組合で旧公社に所属する職員をもつて組織されたもの（以下「旧組合」という。）は、施行日において、第二十六條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の共済法」という。）第三條第一項の規定により設けられた会社に所属する職員をもつて組織された共済組合（以下「新組合」という。）となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 旧組合の代表者は、この法律の施行前に、改正前の共済法第九條に規定する運営審議会の議を経て、改正前の共済法第六條第一項、第十一條第一項及び第十五條第一項の規定により、施行日以降に係る新組合の定款及び運営規則を定めるとともに新組合の昭和六十年度の事業計画及び予算を作成し、当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受け、並びに当該運営規則につき大蔵大臣に協議するものとする。

3 旧組合の昭和五十九年度の決算については、改正後の共済法第十六條の規定により新組合が行うものとする。

第十條 改正後の共済法第九十九條、第二百二十三條、第二百二十五條及び附則第二十條の二の規定は、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用の負担について適用し、同年度前において旧組合の長期給付に要する費用及び国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合

法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「昭和五十八年法律第八十二号」という。）附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として旧公社が負担すべきであった負担金の額と、昭和六十年度以後における新組合の長期給付に要する費用として改正後の共済法第九十九條第三項及び附則第二十條の二の規定（他の法令においてその例によることとされるこれらの規定を含む。）により国が負担すべき額との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

2 新組合の長期給付のうち昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條から第二十九條まで及び第三十四條の規定により支給するものに要する費用に係る昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第一項の規定の適用については、同項中「公共企業体」とあるのは、日本電信電話株式会社と、「第二條」とあるのは、日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第二十号）第二十六條とする。

3 昭和五十八年法律第八十二号附則第三十五條第二項の規定は、新組合の長期給付に要する費用については、適用しない。

第十一條 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第一項の規定により改正前の共済法及び国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とされなかつた旧公社の役員であつた者で、施行日に会社の取締役又は監査役となつたものについては、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、改正後の共済法又は国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

2 施行日の前日において昭和五十八年法律第八十二号附則第十六條第二項の規定により年金である給付が支給されていらない旧公社の役員に係る改正後の共済法の規定による年金である給付については、その者が会社の取締役又は監査役として引き続き在職する間、同項の規定の例により、支給しない。

第十二條 改正後の共済法附則第十三條の十一の規定は、旧組合の組合員である間の旧公社若しくは旧組合の業務若しくは通勤（同条第一項に規定する通勤をいう。）により病気にかかり、若しくは負傷し、その傷病の結果として障害の状態である者に係る障害給付又は当該傷病により死亡した者に係る遺族給付に關する規定の適用について準用する。

第十三條 この法律の施行の際現に旧組合が保有する電信電話債券は、新組合の責任準備金の運用に關する改正後の共済法附則第三條の二第四項の規定の適用については、旧公社の解散後も、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項第三号に掲げる債券とみなす。

第十四條 施行日の前日において、旧公社の総裁又はその委任を受けた者が第三十七條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に關する法律（昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「行政改革特例法」という。）第十一條第二項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による児童手当又は行政改革特例法第十一條第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該當するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に關しては、施行日において第三十七條の規定による改正後の児童手当法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、児童手当又は特例給付の支給は、同法第八條第二項（行政改革特例法第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず

ず、昭和六十年四月から始める。

第十五條 この法律の施行前に第三十九條の規定による改正前の漁港法第三十九條第四項の規定により旧公社が農林水産大臣にした協議に基づく行為は、第三十九條の規定による改正後の漁港法第三十九條第一項の規定により会社に対して農林水産大臣がした許可に基づく行為とみなす。

（海岸法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 この法律の施行前に第四十條の規定による改正前の海岸法第十條第二項の規定により旧公社が海岸管理者にした協議に基づく占有又は行為は、第四十條の規定による改正後の海岸法第七條第一項又は第八條第一項の規定により会社に対して海岸管理者がした許可に基づく占有又は行為とみなす。

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第十七條 この法律の施行前に第四十三條の規定による改正前の港湾法第三十七條第三項において読み替えられた同条第一項の規定により旧公社が港湾管理者の長とした協議に基づく行為は、第四十三條の規定による改正後の港湾法第三十七條第一項の規定により会社に対して港湾管理者の長がした許可に基づく行為とみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 この法律の施行前に第四十七條の規定による改正前の電波法第二百二條の二第二項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第二百二條の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七條の規定による改正後の電波法第二百二條の二第二項又は第二百二條の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前にした第四十七條の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国際電信電話株式会社法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした第四十九条の規定による改正前の国際電信電話株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線電気通信法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行に伴い、第五十条の規定による改正後の有線電気通信法第三条第二項の届出をすべきこととなる者のうち、この法律の施行の際現に適法に有線電気通信設備を設置している者は、同項の届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行前にした第五十条の規定による改正前の有線電気通信法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有線放送電話に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に旧公社から電気通信事業法(昭和五十九年法律第

号)附則第三条の規定による廃止前の公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五十四条の三に規定する接続通話契約に係る役務の提供を受けている有線放送電話業者であつて引き続き会社から電気通信事業法第五十二条第一項の接続によりその役務の提供を受けるものについて第五十一条の規定による改正後の有線放送電話に関する法律第七条及び第八条の規定の適用については、その者は、会社が電気通信事業法第三十一条第一項の認可を受けた契約約款に基づき当該接続に係る役務の提供を受けることとなつた後一月以内にこれらの規定により必要とされる届出を行うことをもつて足りるものとする。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 この法律の施行前に第五十二条の規定による改正前の電話加入権質に関する臨時特

例法により、旧公社がした質権の設定等の登録その他の行為又は旧公社に対してされた質権の設定等の登録の請求その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の電話加入権質に関する臨時特例法の規定により会社がした行為又は会社に対してされた行為とみなす。

(公共企業体等労働関係法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に旧公社がした行為についての公共企業体等労働関係法(以下この条において「公労法」という。)第二十五条の五第一項の申立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に公共企業体等労働委員会に係属している旧公社とその職員に係る公労法第三条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件、この法律の施行前に旧公社と組合とが締結した協定であつて公労法第十六条第一項に該当するもの及びこの法律の施行前に公共企業体等労働委員会がした旧公社と組合との間の紛争に係る規定であつて公労法第三十五条ただし書に該当するものに関する公労法第三章(第十二条を除く。)、第二十五条の六第一項及び第六章の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為であつて、公労法第二十五条の六において準用する労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行前に第六十七条の規定による改正前の道路法第三十五条の規定により旧公社が道路管理者とした協議に基づく占用は、第六十七条の規定による改正後の道路法第三十二条第一項及び第三項の規定により会社に

対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(都市公園法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に第六十九条の規定による改正前の都市公園法第九条の規定により旧公社が公園管理者とした協議に基づく占用は、第六十九条の規定による改正後の都市公園法第六十一条及び第三項の規定により会社に對して公園管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 この法律の施行前に第七十一条の規定による改正前の共同溝の整備等に関する特別措置法第十五条の規定により旧公社が道路管理者にした協議に基づく占用は、第七十一条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法第十二条第一項の規定により会社に対して道路管理者がした許可に基づく占用とみなす。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前にした第七十四条の規定による改正前の公職選挙法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二十九条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十一条」を「第十三条」に改める。

昭和五十九年十二月二十六日印刷

昭和五十九年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D